

自然と人情で育む黒滝っ子

笑顔あふれる次世代プラン

黒滝村次世代育成支援行動計画

平成17年3月

黒 滝 村

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の対象	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	黒滝村の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	3
(1)	少子高齢化の動向	3
(2)	世帯や地域の状況	6
(3)	子育てに関する実態と意識	9
(4)	子育て支援施策の現状と課題	18

第2章 計画の基本方向

1	計画の基本理念	23
2	計画の基本的視点	24
3	計画の基本目標	25
4	計画の施策体系	27
5	計画期間の子どもの人口	28

第3章 行動計画（施策・事業の展開）

1	次代を担う子どもの育成支援	31
(1)	子どもの人権の尊重	31
(2)	保育・教育環境の充実	33
(3)	子どもの健全育成	35
(4)	次代の担い手づくり	36
(5)	子どもの安全・安心の確保	38
2	すべての子育て家庭に対する支援	40
(1)	子育て支援の充実	40
(2)	援護を要する家庭への支援	42
(3)	子育て家庭への経済的支援	44
(4)	親子の健康の確保	45
(5)	就労環境の充実	48
(6)	子育てにやさしい環境づくり	49

3	子育て・親育ちの地域支援	50
(1)	子育て支援のネットワークづくり	50
(2)	多様な交流機会の充実	51
(3)	人材育成と研修の充実	52

第4章 計画の推進

1	計画の周知	53
2	計画の推進体制	53

資料編

1	計画の策定経過	1
2	計画の策定体制	2
3	用語の説明	4

〔計画書の文中*が記してある用語について説明しています。
また、*は初めて出てきた時につけています。〕

笑顔あふれる次世代プラン

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

わが国においては少子化の進行が著しく、平成15年の出生数は112万3,610人で、昭和46～49年の第2次ベビーブーム^{*}当時の54%とこれまでの最低の水準となっ^{*}ています。また、1人の女性が生涯に産む子ども数として示される合計特殊出生率は、平成15年には1.29まで低下し、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく割り込んでいます。

少子化の背景としては、親世代の縮小と子どもの産み方の変化があり、子どもの産み方の変化の最も大きな要因として、晩婚化・未婚化がありますが、これに加えて近年では、結婚後の出生力の低下が言われています。

急速な少子化の進行は、高齢化に拍車をかけ、労働力人口の減少等社会活力が失われ社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に対し、極めて深刻な影響を与えたとの認識から、国においては平成6年のエンゼルプランの策定をはじめ様々な取り組みを行ってきました。平成14年9月には、従前の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を柱とする「少子化対策プラスワン^{*}」を発表しました。そして、これらを具体化するため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」が相次いで公布されました。「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度から10年間の時限立法で、地方公共団体や301人以上の事業主に具体的な行動計画の策定を義務づけています。また、国や地方公共団体そのものも特定事業主として計画策定を求められています。「少子化社会対策基本法」は少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための法律で、推進指針として「少子化社会対策大綱^{*}」が平成16年6月に策定されました。また、12月には「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン^{*}）」が策定され、今後5年間の施策の数値目標等が定められました。

本村においても、人口の減少と少子高齢化が著しく、村をあげて活性化に取り組んでいます。次代を担う子どもたちが未来に夢を持って育つことができるように、そして村の担い手として育ってくれるように、地域一体となってすべての子育て世帯を支援する「子育ての社会化」に向けての取り組みを行うため、「黒滝村次世代育成支援行動計画 笑顔あふれる次世代プラン」を策定しました。

2 計画の対象

この計画の対象は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭としますが、次世代を育む若い世代についても一部対象としています。

また、行政をはじめ地域、企業等すべての個人及び団体が対象となります。

さらに、行政においては、保健・福祉にとどまらず、教育、産業、交通、居住環境、住宅、防災・防犯等子どもの育ちや子育てを支援するあらゆる分野が含まれます。

3 計画の位置づけ

この計画は、平成17年度から10年間の時限立法として、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく黒滝村の行動計画です。

また、この計画は、行政のみならず、住民をはじめ家庭、地域、企業、団体等がそれぞれの立場で主体的に、あるいは連携・協働して子どもの育ちや子育てを支えるための指針となるものです。

4 計画の期間

この計画は、平成17年度から21年度までの5年間とします。この計画終了に際しては、それまでの成果を検証・評価を行い、引き続き平成22年度から26年度の後期計画を策定します。

5 黒滝村の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

(1) 少子高齢化の動向

年少人口率と高齢化率の差が一層拡大

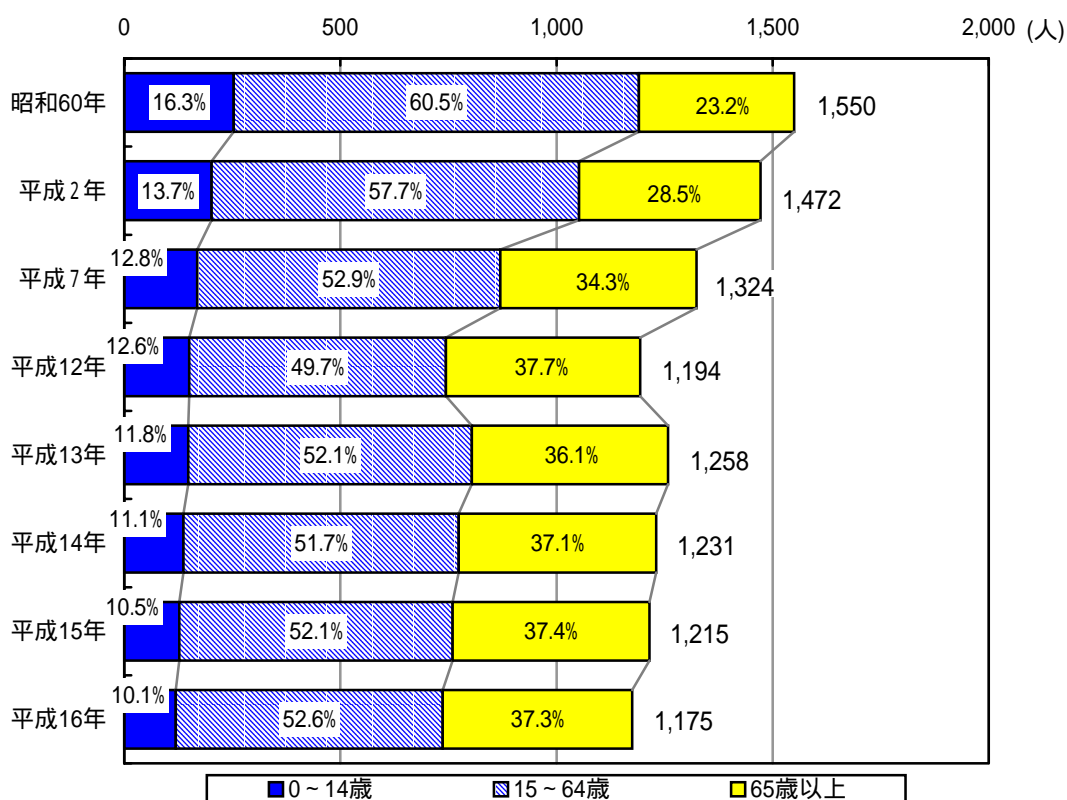
昭和60年以降の年齢3区分別人口の推移を国勢調査で見ると、0～14歳の年少人口は減少を続け、平成12年には150人で、人口総数に占める割合（年少人口率）は12.6%となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向を示し、平成12年には450人で、人口総数に占める割合（高齢化率）は37.7%となっています。

平成13年以降の年齢3区分別人口の推移を住民基本台帳人口で見ると、0～14歳の年少人口は平成13年以降も減少傾向にあり、平成16年4月1日現在、119人で、年少人口率は10.1%となっています。

一方、高齢者人口は450人台で推移していましたが、平成16年4月1日現在、438人で減少傾向に転じ、高齢化率は37.3%となっています。

年齢3区分別人口構成の推移



資料：平成12年までは国勢調査(各年10月1日現在)、平成13年以降は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

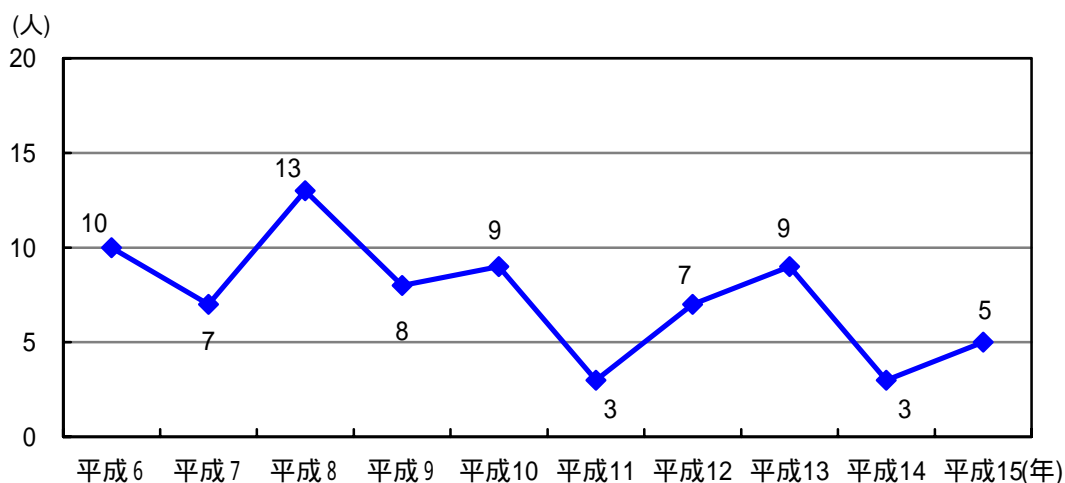
注) 右側の数値は人口総数。住民基本台帳人口は住民票の登録がある人口のため、村外在住者も含まれることから、国勢調査より多い人数になっています。

出生率が低下し、出生数も減少

平成6年以降の出生数を人口動態統計で見ると、平成8年の13人を最高に翌年以降は10人を割り、平成15年は5人となっています。

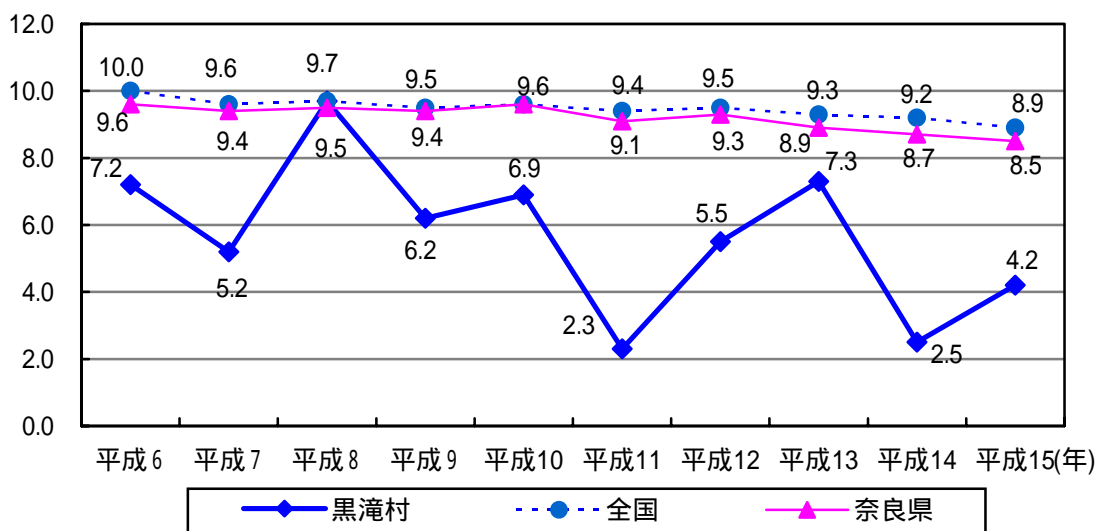
人口千人対出生率を人口動態統計で見ると、本村は平成8年を除くと全国平均や奈良県平均を下回る水準で推移し、平成15年には4.2となっています。

出生数の推移



資料: 各年人口動態統計(各年12月末日現在)

出生率(人口千対)の推移



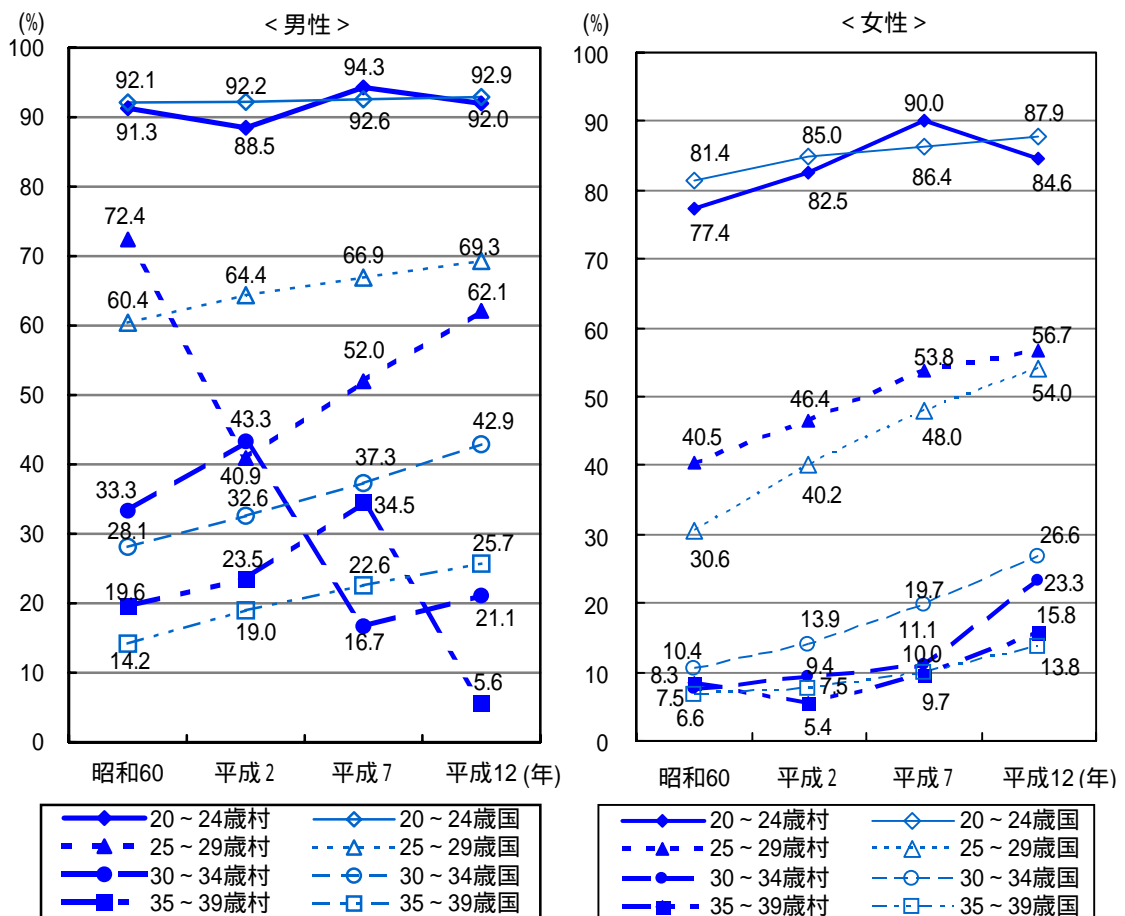
資料: 各年人口動態統計

平成12年の未婚率は、昭和60年に比べて女性は上昇傾向にあるが、男性は上昇・低下の変動が大きい

昭和60年以降の男女の未婚率の推移を国勢調査で見ると、男性の場合、20代前半層は大きな変動がなく、また、平成12年は全国平均並となっていますが、20代後半層及び30代は上昇・低下の変動が大きく、特に20代後半層は平成2年に一旦大きく低下しましたが、その後は再び上昇し、平成12年には全国平均に近づいています。30代は前半層及び後半層共に平成12年は全国平均を大きく下回っています。

一方、女性の場合は、20代前半層が平成12年にそれまで上昇傾向にあったのが低下しましたが、昭和60年に比べて上昇しています。20代後半層は最も上昇率が高く、平成12年は昭和60年に比べて16.2ポイント高くなっています。30代は前半層及び後半層共に昭和60年に比べて上昇しています。平成12年の各年齢層の未婚率はいずれも全国平均と同程度となっています。

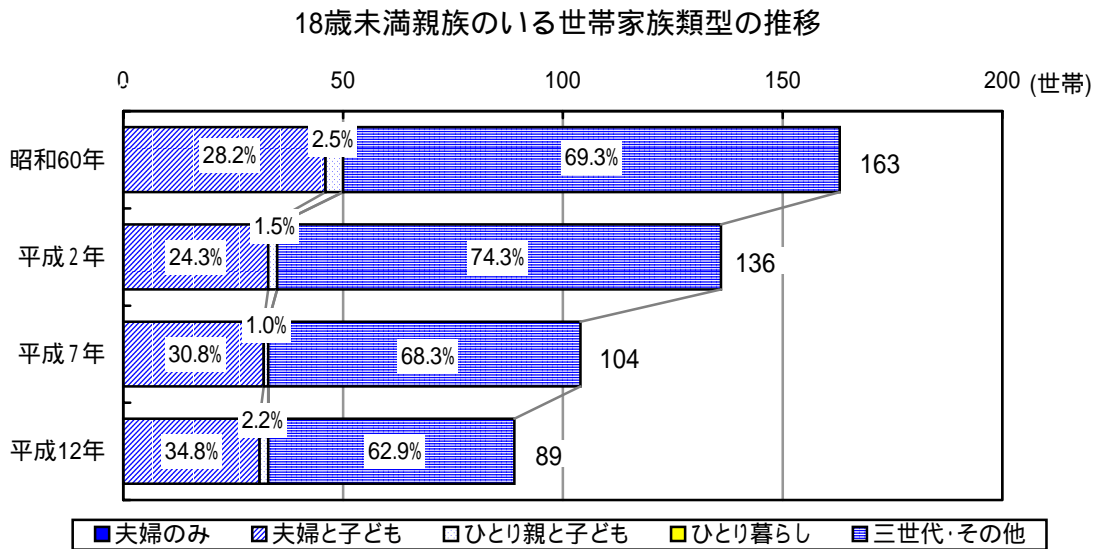
性別・年齢5歳階級別未婚率の推移



(2) 世帯や地域の状況

18歳未満親族のいる世帯の減少

昭和60年以降の18歳未満親族のいる世帯家族類型の推移を国勢調査で見ると、18歳未満親族のいる世帯総数は減少の一途をたどり、平成12年では89世帯で、昭和60年の54.6%^{*}となっています。核家族世帯、三世代・その他世帯共に減少し、核家族世帯は平成12年には昭和60年の66.0%、三世代・その他世帯は49.6%となっています。また、核家族世帯の中では、夫婦と子ども世帯が67.4%、ひとり親と子ども世帯は50.0%となっています。



資料：各年国勢調査(各年10月1日現在)

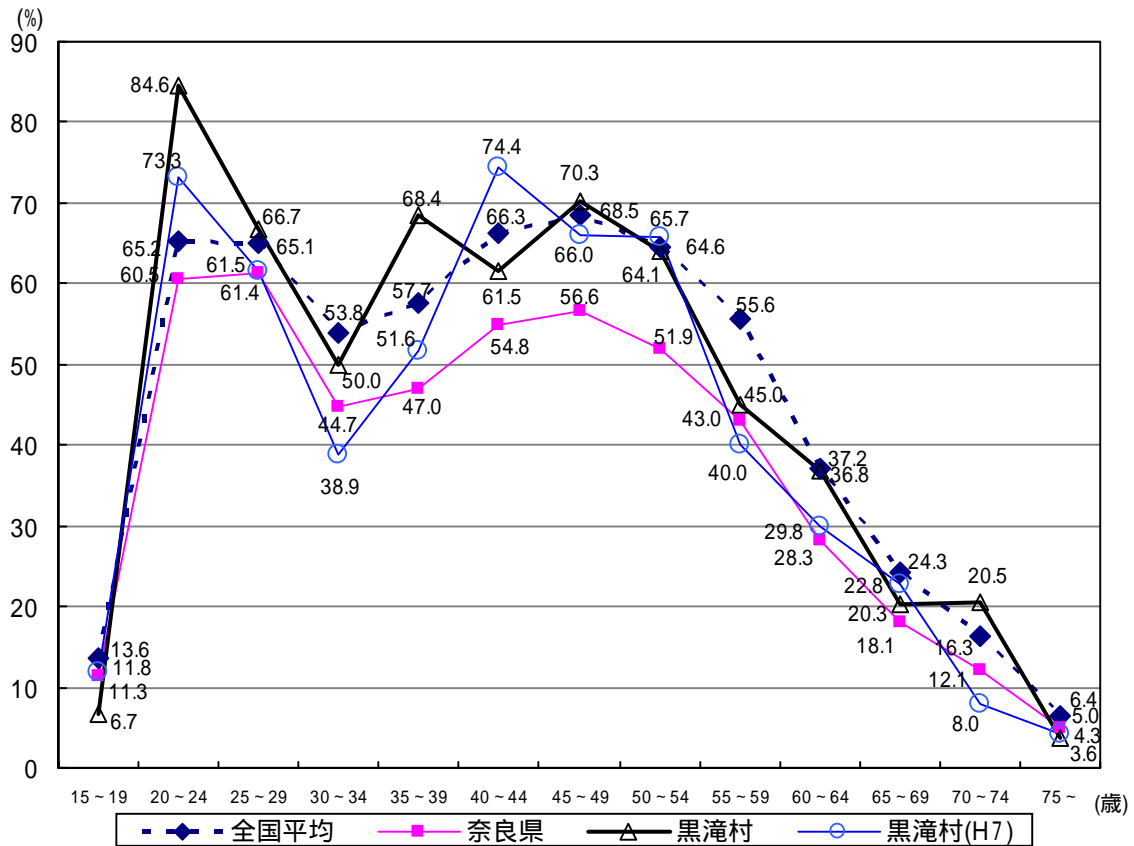
注) 右側の数値は18歳未満親族のいる世帯総数、夫婦のみ及びひとり暮らしは該当なし

女性の年齢5歳階級別就業率は、概ね奈良県平均より高い

平成12年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の率)^{*}は35.0%で、全国平均の48.2%、奈良県平均の40.8%より低くなっています。また、同年の就業率(15歳以上人口に占める就業者数の率)は34.3%で、全国平均の46.2%、奈良県平均の39.0%よりも低くなっています。

女性の年齢5歳階級別就業率を平成12年の国勢調査で見ると、20代前半層の84.6%と40代後半層の70.3%の2つのピークを持つM字型カーブ^{*}を描いています。本村はこの年齢層も含め15~19歳及び75歳以上を除く各年齢層で、就業率が奈良県平均より高くなっています。

年齢5歳階級別女性の就業率の現況（平成12年）



資料: 国勢調査

昼間人口指数は平成12年では92.9

平成12年の国勢調査結果から通勤・通学の状況を見ると、本村に住む就業者のうち、村外へ通勤している人は33.9%を占めます。一方、本村で働く従業者のうち村外からの通勤者は26.4%で、流出超過となっています。学生は高校が立地していないことから流出のみで、その結果、昼間の人口指数は夜間人口（常住人口）の92.9となっています。

通勤による流出先は下市町が最も多く、通勤者総数の26.9%、次いで大淀町が22.8%、橿原市が7.6%などとなっています。

昼間人口の推移

年次	項目	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間人口指数
昭和60年		1,460	1,550	94.2
平成2年		1,336	1,472	90.8
平成7年		1,185	1,324	89.5
平成12年		1,109	1,194	92.9

資料: 各年国勢調査

注) 昼間人口指数 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

通勤・通学の状況

区分 項目	常住地ベース(流出)			従業地ベース(流入)			
	合計 (人)	通勤者 (人)	通学者 (人)	合計 (人)	通勤者 (人)	通学者 (人)	
黒滝村	548	505	43	462	454	8	
うち、常住	342	334	8	342	334	8	
うち、村外	206	171	35	120	120	0	
流出 流入先	1位	下市町 46	下市町 46	檀原市 4	大淀町 38	大淀町 38	0
	2位	大淀町 43	大淀町 39	大淀町 4	下市町 25	下市町 25	0
	3位	檀原市 17	檀原市 13	奈良市 3	檀原市 18	檀原市 18	0
	4位	奈良市 13	奈良市 10	-	-	-	-

資料:平成12年国勢調査

年齢階層別にみた昼間人口では、全村では35～39歳が特に昼間人口指数が高く、124.3となっています。また、40～44歳、15歳未満、85歳以上も100を超えています。これ以外の年齢層は100を割り、特に15～19歳は高校が村外のため、25.6%と低い状況です。

性別では、男性は特に15～19歳が17.9と低く、20～24歳も60.0、55～59歳も72.5と低く、一方、35～39歳は161.1と高くなっています。女性は男性同様に15～19歳が40.0で最も低く、20～24歳が53.8、25～29歳が70.0で、男性と異なり20代後半層及び30代が低くなっています。

年齢5歳階級別昼間人口

項目 年齢	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間人口指数		
			全村	男性	女性
15歳未満	151	150	100.7	101.1	100.0
15～19歳	11	43	25.6	17.9	40.0
20～24歳	22	38	57.9	60.0	53.8
25～29歳	49	59	83.1	96.6	70.0
30～34歳	44	49	89.8	100.0	83.3
35～39歳	46	37	124.3	161.1	89.5
40～44歳	58	52	111.5	115.4	107.7
45～49歳	72	82	87.8	82.2	94.6
50～54歳	76	80	95.0	97.6	92.3
55～59歳	66	80	82.5	72.5	92.5
60～64歳	72	74	97.3	102.8	92.1
65～69歳	94	99	94.9	78.5	100.0
70～74歳	135	136	99.3	98.3	100.0
75～79歳	107	108	99.1	97.3	100.0
80～84歳	64	65	98.5	96.2	100.0
85歳以上	42	42	100.0	100.0	100.0
合計	1,109	1,194	92.9	92.2	93.5

資料:平成12年国勢調査

(3) 子育てに関する実態と意識

ここでは、平成16年2月に実施した「黒滝村次世代育成支援に関するニーズ調査（以下、ニーズ調査といいます。）」から、子どもや子育ての実態とニーズ等について主な内容をまとめました。

調査期間及び配布・回収方法

調査対象	調査期間	配布・回収方法
就学前児童 をもつ保護者	平成16年2月9日～2月23日	郵送による配布・回収 幼稚園を通しての配布・回収
小学校児童 をもつ保護者	平成16年2月9日～2月23日	小学校を通しての配布、郵送による回収

調査対象別回収状況

調査対象	配布数 (件)	回収数 (件)	有効回答数 (件)	有効回収率 (%)
就学前児童 をもつ保護者	(30人)	18 (22人)	18 (22人)	(73.3)
小学校児童 をもつ保護者	(59人)	39 (57人)	39 (57人)	(96.6)

* 配布は児童数で配布し、回収は世帯単位で回収。()内の数値は児童数

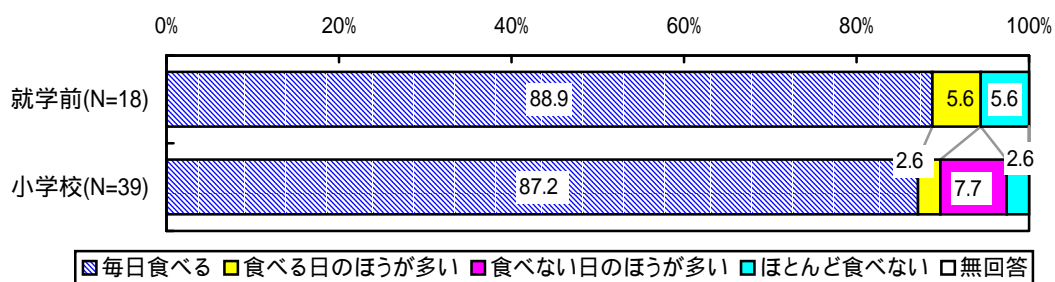
* なお、以下のグラフ中回答数が就学前で10、小学校で36となっている場合は、調査が悉皆のため、両調査票が配布された家庭は共通質問に関してどちらかに回答していたため。

朝食を食べない子は小学校児童で1割

就学前児童の場合、朝食を「食べない日のほうが多い」は該当がなく、「ほとんど食べない」が5.6%となっています。小学校児童の場合、朝食をあまり食べない率は合わせて10.3%で、就学前児童に比べて4.7ポイント高くなっています。

本村においては、朝食をあまり食べない子が小学校児童で若干多いことから、心身共に健やかに育っていくためにも小さい頃からの適切な食生活習慣の確保が求められます。

朝食の摂り方について

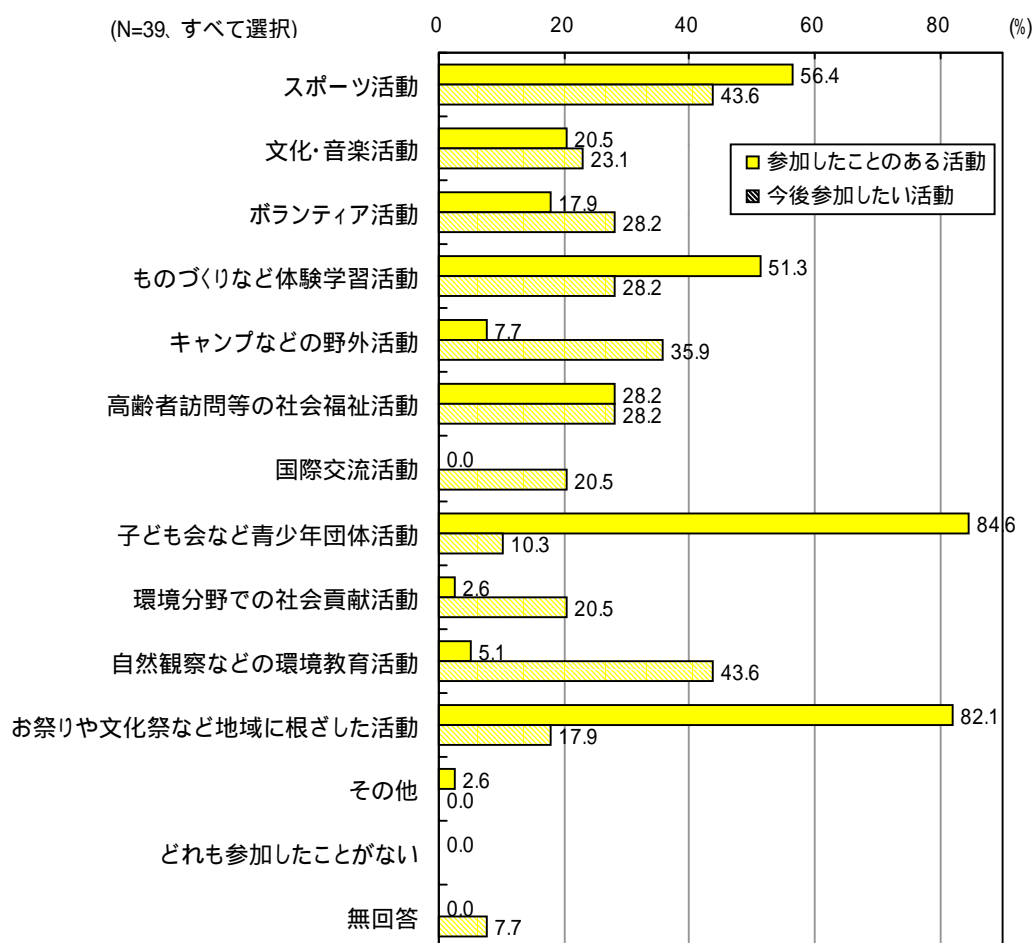


小学校児童の地域活動へのニーズは多様

小学校児童の地域活動へのこれまでの参加率は100%で、参加率の高い活動は「子ども会など青少年団体活動」の84.6%、「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」の82.1%となっています。また、「スポーツ活動」が56.4%、「ものづくりなど体験学習活動」が51.3%で半数を超える子が参加しています。また、今後参加したい活動は、「子ども会など青少年団体活動」や「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」は大幅に低下し、「スポーツ活動」及び「自然観察などの環境教育活動」の43.6%をはじめ、「キャンプなどの野外活動」が35.9%、「ボランティア活動」や「ものづくりなど体験学習活動」、「高齢者訪問等の社会福祉活動」が28.2%など分散し、ニーズが多様化しています。

子どもたちが地域で多様な活動に参加し、豊かな経験を通して社会性や主体性を育み、心身共に健やかに育つことができるように、活動の機会や場所、指導者の確保とともに、子どもの主体性や安全性の確保などが必要です。

参加したことがある活動及び今後参加したい活動（小学校児童調査）

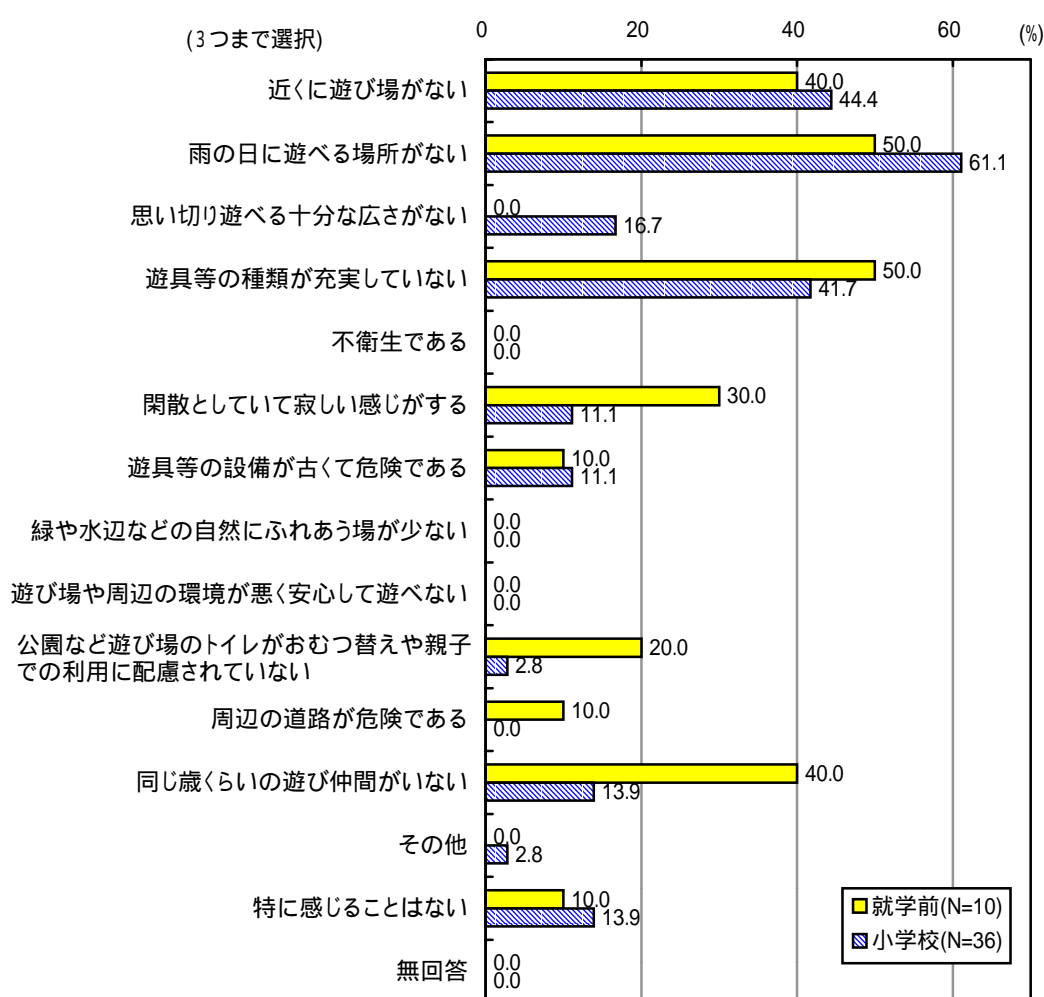


子どもの遊び場については「雨の日に遊べる場所」への要望が高い

子どもの遊び場について日ごろ感じていることは、就学前児童調査では、第1位が「雨の日に遊べる場所がない」及び「遊具等の種類が充実していない」で共に50.0%、次いで「近くに遊び場がない」及び「同じ歳くらいの遊び仲間がない」が共に40.0%などとなっています。

小学校児童調査でも第1位が「雨の日に遊べる場所がない」で61.1%にのぼり、次いで「近くに遊び場がない」が44.4%、「遊具等の種類が充実していない」が41.7%などとなっています。

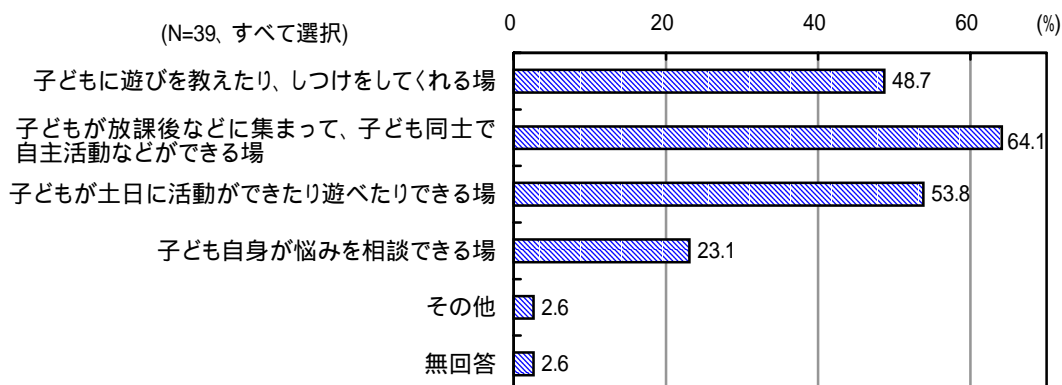
子どもの遊び場について日ごろ感じていること



子ども同士が交流等を行う上で希望するのは、放課後や土日の活動の場や遊ぶ場

小学校児童調査で、子ども同士が交流等を行うのに望ましい場としては、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が64.1%で最も多く、次いで「子どもが土日に活動ができたり遊べたりできる場」が53.8%、「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」が48.7%などとなっています。

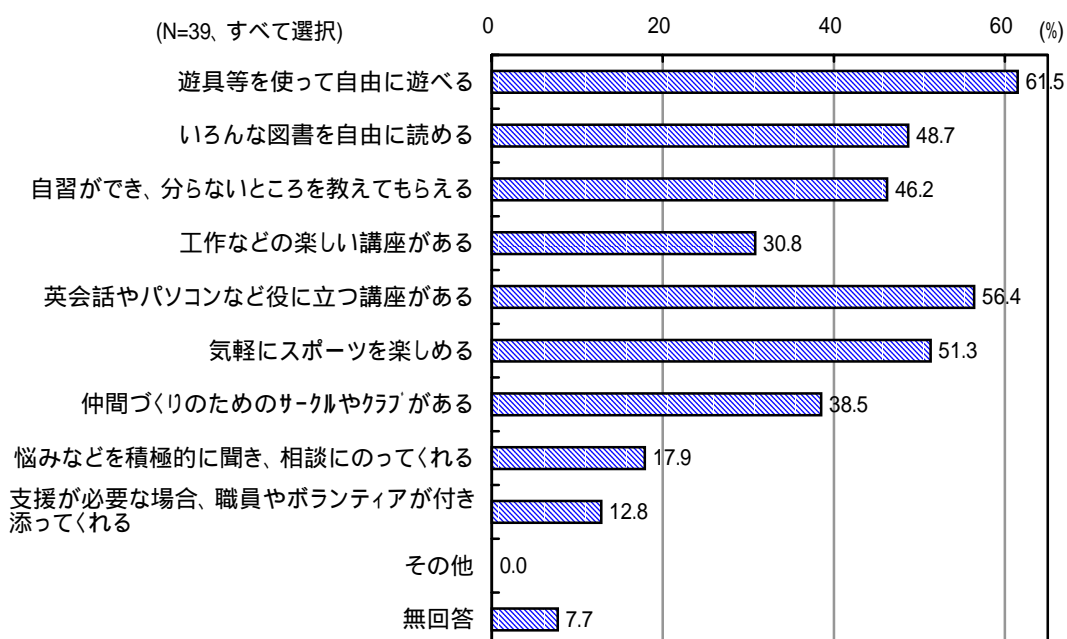
子ども同士が交流等を行うのに望ましい場（小学校児童調査）



公民館などでは多様な企画が求められる

小学校児童調査で、公民館など公共施設で利用したい企画やサービスは、「遊具等を使って自由に遊べる」が61.5%で最も多く、次いで「英会話やパソコンなど役に立つ講座がある」が56.4%、「気軽にスポーツを楽しめる」が51.3%、「いろんな図書を自由に読める」が48.7%など僅差で続き、ニーズが多様です。

公民館など公共施設に求めるもの（小学校児童調査）

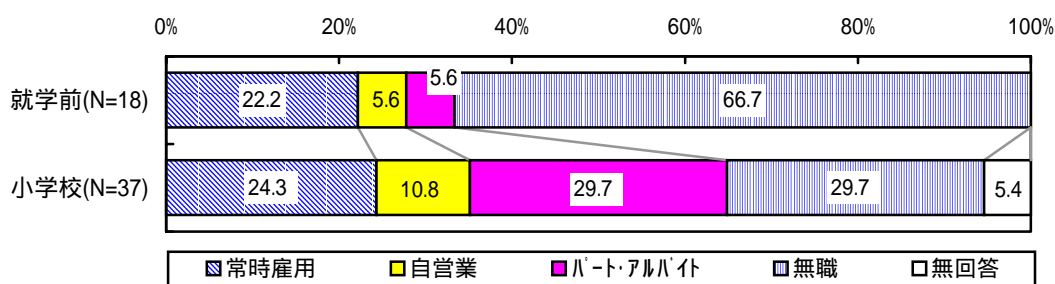


母親の就労率は、就学前児童世帯が33%、小学校児童世帯が65%

母親の就労率は、就学前児童調査では33.4%で、そのうち、「常時雇用」が22.2%、「自営業」が5.6%、「パート・アルバイト」が5.6%となっています。小学校児童調査では64.8%で、およそ倍になっています。そのうち、「常時雇用」が24.3%、「自営業」が10.8%、「パート・アルバイト」が29.7%で、「パート・アルバイト」がおよそ5倍となっています。

また、母親が働いている場合、祖母がいる率は、就学前児童調査の場合、66.7%で、「無職」の16.7%に比べてはるかに高くなっています。小学校児童調査では62.5%で、「無職」の45.5%より高く、特に「パート・アルバイト」では72.7%にのぼり、母親が働く上で三世代同居による支援が大きいようです。ちなみに祖父のいる率は、就学前児童調査では33.3%、小学校児童調査では41.7%となっています（ただし、いずれも回答数が少なく、1人の違いが大きい）。

母親の就労状況



母親の就労状況と祖父母のいる世帯

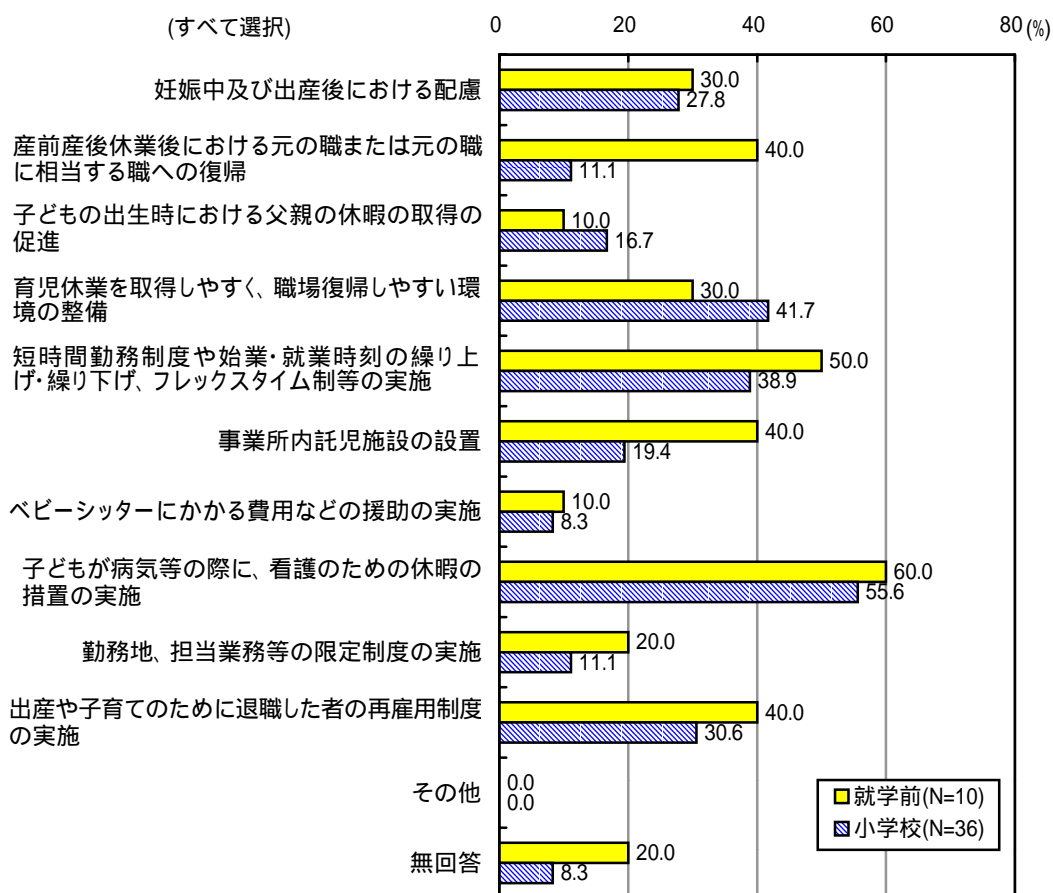
調査項目		就労状況	合計	常時雇用	自営業	パート・アルバイト	無職	無回答
就学前	母親の就労者世帯		18	4	1	1	12	0
	祖母のいる世帯		6	3	0	1	2	0
	祖父のいる世帯		5	2	0	0	3	0
小学校	母親の就労者世帯		37	9	4	11	11	2
	祖母のいる世帯		21	6	1	8	5	1
	祖父のいる世帯		16	4	1	5	4	2

仕事と子育てを両立するために職場環境に求めることは、「子どもが病気等の際に、看護のための休暇の措置の実施」がトップ

男女が共に仕事と子育てを両立するために職場環境に求めることとしては、両調査共に「子どもが病気等の際に、看護のための休暇の措置の実施」が第1位で、次いで就学前児童調査では、「短時間勤務制度や始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、フレックスタイム制等の実施」、^{*}「産前産後休業後における元の職または元の職に相当する職への復帰」及び「事業所内託児施設の設置」、^{*}「出産や子育てのために退職した者の再雇用制度の実施」などが続きます。小学校児童調査では「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」、^{*}「短時間勤務制度や始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、フレックスタイム制等の実施」、^{*}「出産や子育て

のために退職した者の再雇用制度の実施」などが続きます。

仕事と子育てを両立するために職場環境に求めること

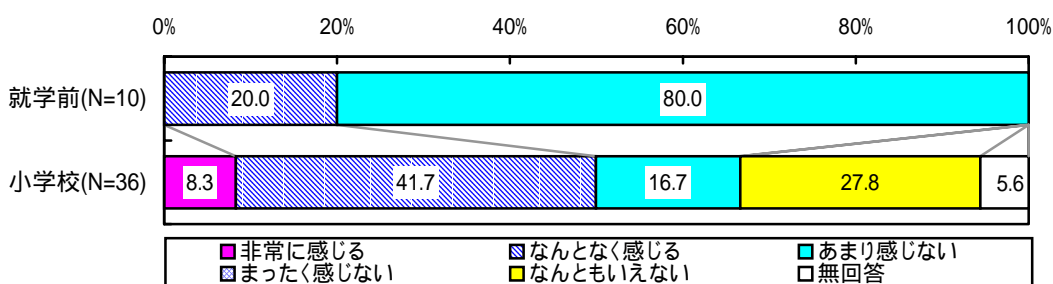


子育ての不安感や負担感をもつ人は、就学前児童世帯が20%、小学校児童世帯が50%

就学前児童調査では、子育てに関して不安や負担を「非常に感じる」は該当がなく、「なんとなく感じる」が20.0%となっています。

小学校児童調査では、子育てに関して不安や負担を「非常に感じる」が8.3%、「なんとなく感じる」が41.7%で、合わせ50.0%と半数を占め、就学前児童調査に比べて不安を感じる率が高くなっています。

子育てに関する不安感や負担感

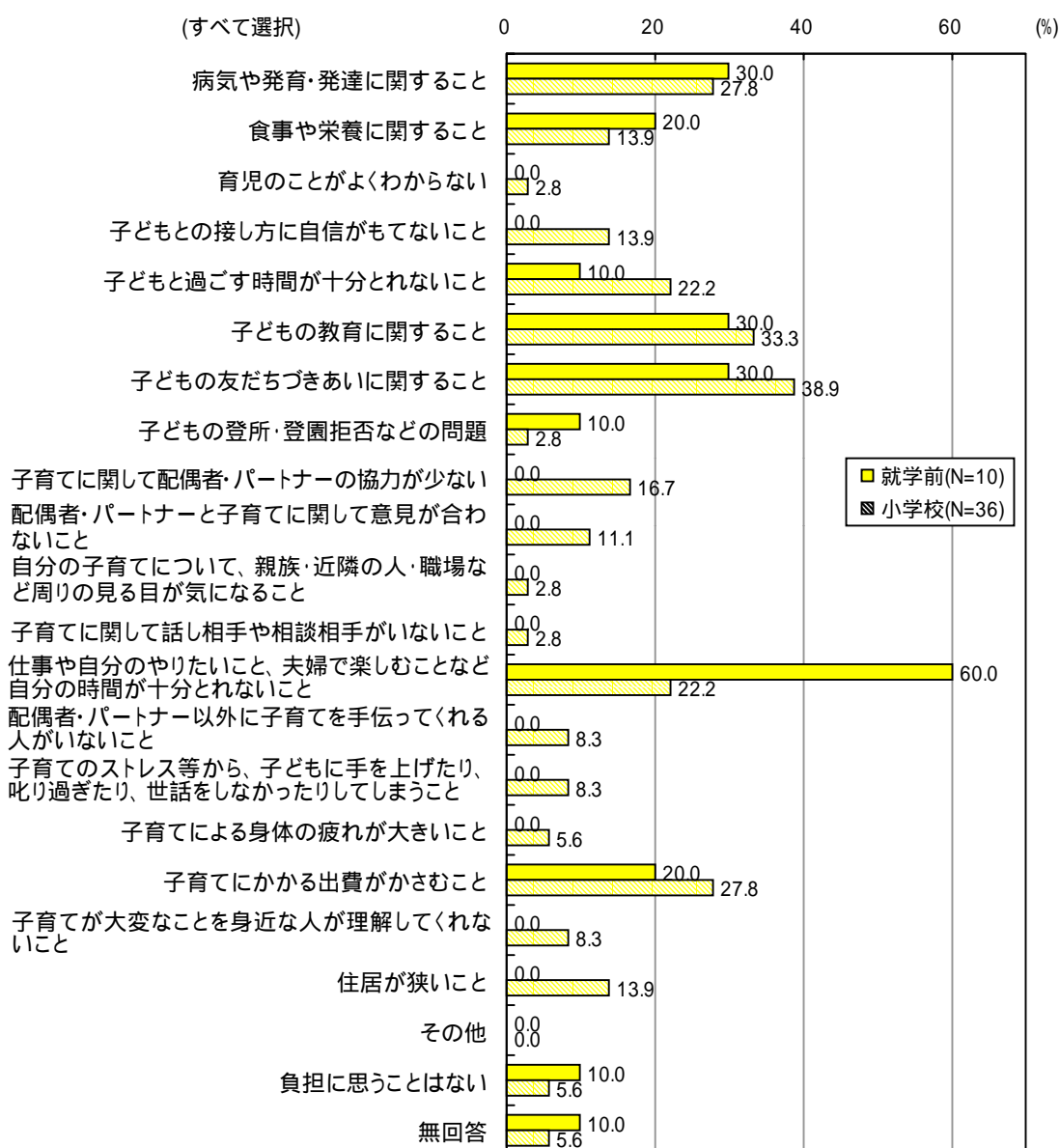


子育ての不安や悩みのトップは、就学前児童世帯が「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」、小学校児童世帯が「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」

子育ての不安や悩みは、就学前児童調査の第1位が「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと」で60.0%、他は「病気や発育・発達に関すること」や「子どもの教育に関すること」、「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」がそれぞれ30.0%などとなっています。

小学校児童調査では、第1位が「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」で38.9%、次いで「子どもの教育に関すること」が33.3%、「病気や発育・発達に関すること」及び「子育てにかかる出費がかさむこと」が共に27.8%などとなっています。

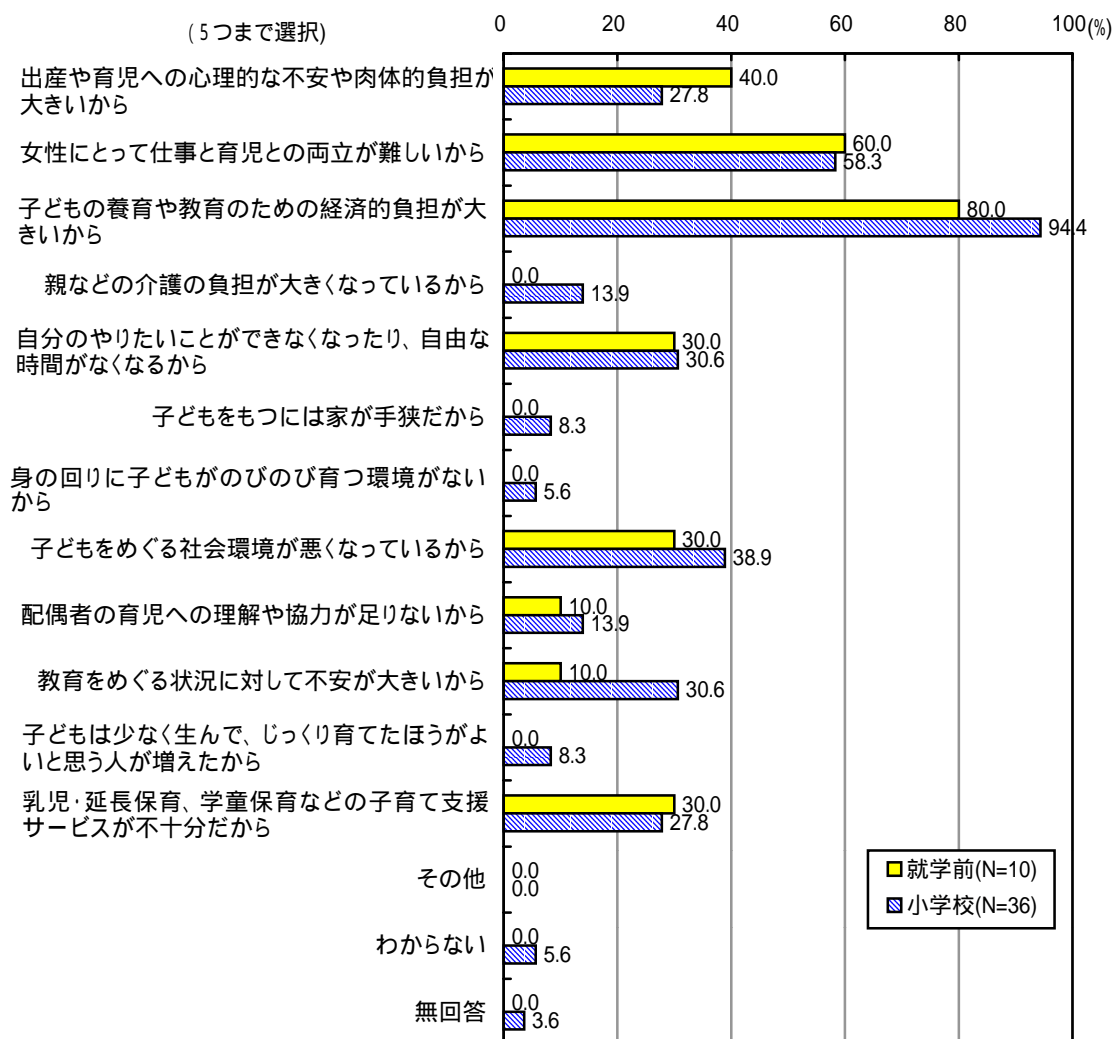
日常悩んでいること、気になること



理想の子ども数より実際の子ども数が少ない理由のトップは、就学前児童世帯も小学校児童世帯も「子どもの養育や教育のための経済的負担が大きいから」

理想の子ども数より実際の子ども数が少ない理由は、両調査共に第1・2位が「子どもの養育や教育のための経済的負担が大きいから」、「女性にとって仕事と育児との両立が難しいから」となっていて、郡を抜いて高い率となっています。

理想の子ども数より実際の子ども数が少ない理由

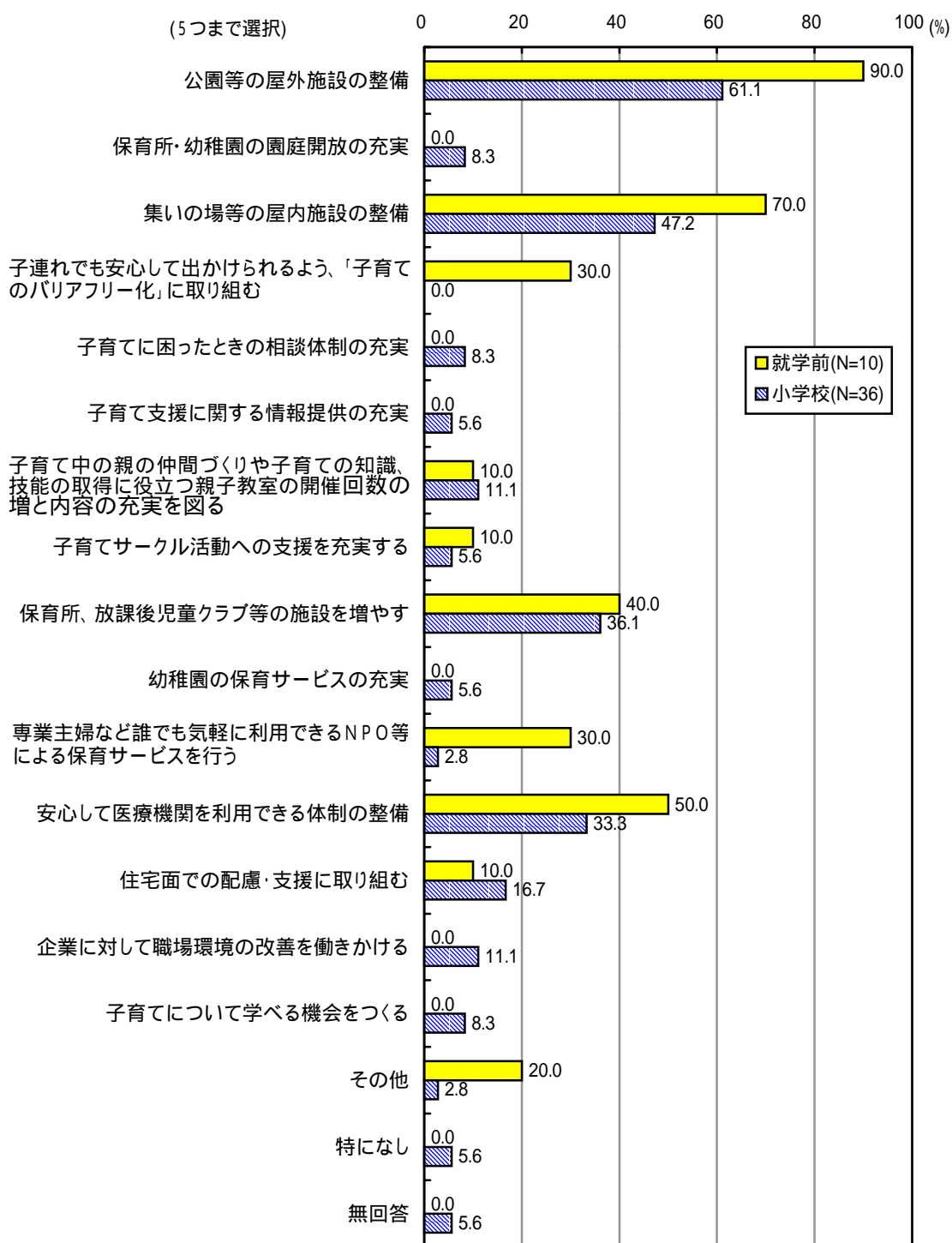


村に期待する子育て支援施策のトップは、就学前児童世帯も小学校児童世帯も「親子が安心して集まれる公園等の屋外施設の整備」

子育て支援のために村に期待することは、就学前児童調査も小学校児童調査も第1位が「親子が安心して集まれる公園等の屋外施設の整備」で、その他の上位3項目は両調査共に順位は若干異なるものの、「親子が安心して集まれる集いの場の屋内施設の整備」、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制の整備」、「保育所、放課後児童クラブ(学童保育)等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」

となっています。

子育て支援の充実を図るため、村に期待すること



(4) 子育て支援施策の現状と課題

子育て支援

本村の保育サービスは、近隣町村の保育所を利用する「広域保育」で対応していますが、ニーズ調査では3世帯3人が利用し、今後も利用したいとしています。

幼稚園は3歳から預かっていますが、平成16年5月現在、16人在籍しています。幼稚園では、平成12年5月から特別な理由により午後からも保育を必要とする園児を対象に、「預かり保育」を実施していますが、在籍園児の約半数が利用しています。預かり保育は、月・火・木・金曜日の午後4時まで実施し、保護者が迎えに来ることが前提になっています。幼稚園と地域との交流では、青年団の参加や各地域での園児と地域住民との交流などが行われていますが、就学前の人間形成にとって重要な時期に、人間関係を築き、社会性を培う基礎的な力を育むために、今後も小・中学校の児童・生徒や高齢者など、多様な人々との交流を深める必要があります。

保健事業の中で、親同士、子ども同士が交流できる場として、平成10年度から「あそびの広場」を実施しています。この事業は、育児の不安などを相談できる仲間づくりや、楽しく育児ができるような仲間づくりができるように支援していくことを目的に実施し、子どもも幼稚園に早く慣れることができるとともに、保護者同士の交流機会としても好評を得ています。出生数の減少とともに参加者数が減少していますが、出来る限り多くの人に参加できるように、内容の充実が必要です。また、地域での自主的なサークル活動へと発展していくような指導・支援が必要です。

あそびの広場事業

目 的	親同士、子ども同士が交流できる場を提供し、育児の不安などを相談できる仲間づくり、楽しく育児ができるような仲間づくりができるように支援します。
対 象	6か月児～幼稚園入園までの幼児とその保護者
実施内容	日時:毎月1回、午前9時30分～午前11時30分 場所:おもちゃ図書館(年3回は幼稚園) 内容:自由遊び、絵本の読み聞かせ、おやつ

支援や配慮を必要とする家庭・児童に対する支援

ひとり親等世帯は平成16年現在、12世帯で、うち母子家庭が9世帯、父子家庭が2世帯、両親のいない世帯が1世帯となっています。母子家庭に対する支援としては、経済的支援として「児童扶養手当の支給」や「母子医療費助成事業」、「県母子・寡婦福祉資金貸付制度」などがありますが、今後は経済的な支援とともに、自立を促進するための総合的な取り組みが必要です。

18歳未満の障害児は、身体障害者手帳及び療育手帳交付者がそれぞれ1人となっています。平成15年から支援費制度が始まり、黒滝村社会福祉協議会が県指定事業所として認可を受けていますが、現在のところ利用実績はありません。

児童虐待^{*}に関しては、育児不安等の解消を図るため、訪問指導等を実施していますが、現在のところ本村では該当がみられません。今後、乳幼児健診の機会や幼稚園、小学校等において、早期発見や関係機関との連携による早期対応などの体制づくりが必要です。

親子の健康づくり支援

親子の健康づくり関連の事業として、妊娠届時に「母子健康手帳の交付」を行っています。この4年間は4～5件と少ない状況です。母子健康手帳の交付時には母子保健事業をはじめ子育て支援についての事業案内など、情報提供の充実が必要です。

母子健康手帳交付数の推移

年度 項目	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
交付数(人)	6	4	5	4	4

資料:住民福祉課

「新生児・乳幼児・妊婦訪問事業」については、希望者が少なく、電話相談から訪問へつなげるなど気軽に利用してもらえるような体制づくりが必要です。

訪問指導事業

目的	育児不安の解消や妊娠中の生活指導を目的とします。
対象	希望時に随時実施
実施内容	訪問による相談、生活指導、乳幼児等の身体計測等

訪問指導実施状況の推移

項目	年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
	新生児 訪問指導	延人数(人)	0	0	0
	実人数(人)	0	0	0	0
乳児 訪問指導	延人数(人)	0	0	1	0
	実人数(人)	0	0	1	0
幼児 訪問指導	延人数(人)	0	1	1	0
	実人数(人)	0	1	1	0
妊婦 訪問指導	延人数(人)	0	0	2	0
	実人数(人)	0	0	2	0
産婦 訪問指導	延人数(人)	0	0	0	0
	実人数(人)	0	0	0	0

資料:住民福祉課

「乳幼児健康診査」については、生後3か月から1歳2か月までの児童を対象に実施しますが、合わせて「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康診査」、「3歳児健康診査」を同じ日に実施するため、幼稚園に行くまでの子どもの交流機会になっているようです。今後も、健診のみならず、育児相談や保護者同士の交流、子ども同士の交流の場として活用できるようにしていく必要があります。

また、食事の大切さなど食育に関する事業として、食生活改善推進員との連携・協力により、小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒と保護者を対象に、夏休み料理教室を開催しています。今後は、教育委員会等他課との協力・連携のもとに、食の大切さや本村の産業とのかかわりなど食育や地域教育を進めるとともに、喫煙・飲酒など思春期の健康を害する行為の防止のための教育、次代を担う子どもが自分の命や他者の命を大切にできるよう、家庭との連携による性と命の教育を進める必要があります。

さらに、家庭生活の基盤は健康づくりにあることから、母親のみならず父親の心身共の健康確保に取り組んでいくことも必要です。

乳幼児健康診査事業

目的	発達状況を診査し、身体の異常の有無を早期発見し適切な指導を行います。
対象	生後3か月～1歳2か月までの乳幼児
実施内容	問診、身体計測、診察、保健指導、栄養指導、歯科保健指導

1歳6か月児健康診査事業

目的	幼児初期の心身障害の早期発見及び早期対応を行うとともに、育児に関する指導により幼児の健康保持及び増進を図ります。
対象	1歳6か月～1歳9か月までの幼児
実施内容	問診、身体計測、診察、保健指導、栄養指導、歯科検診、歯科保健指導

2歳児健康診査事業

目的	心身の発達を総合的に診査し、障害の早期発見に努めるとともに、生活習慣の確立を図ります。
対象	2歳6か月～2歳9か月までの幼児
実施内容	問診、身体計測、診察、保健指導、栄養指導、歯科検診、歯科保健指導

3歳児健康診査事業

目的	心身の発達を総合的に診査し、障害の早期発見に努めるとともに、生活習慣の確立を図ります。
対象	3歳6か月～3歳9か月までの幼児
実施内容	問診、身体計測、診察、保健指導、栄養指導、歯科検診、歯科保健指導

乳幼児健康診査受診状況の推移

項目		年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
乳幼児健康診査	受診児数(人)		19	19	22	14	9
	受診率(%)						
1歳6か月児健康診査	受診児数(人)		10	5	6	4	3
	受診率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2歳児健康診査	受診児数(人)					4	4
	受診率(%)					100.0	100.0
3歳児健康診査	受診児数(人)		12	6	10	3	6
	受診率(%)		92.3	100.0	90.9	100.0	100.0

資料:住民福祉課

妊産婦・乳幼児に対する相談・指導実施状況の推移

項目	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
妊産婦・乳幼児相談(人)		28	38	25	22
歯科健康相談(人)		28	38	25	22
栄養相談(人)		28	38	25	22

資料:住民福祉課

子どもの活動や遊び場の取り組み

子どもの放課後の居場所として、平成16年度からは中央公民館の2階を改装・移転し、「おもちゃ図書館」を設置し、平日の午後0時から5時まで開放しています。保健事業の「あそびの広場」や幼稚園の預かり保育にも利用していますが、小学校に近いこともあり、児童がよく利用しています。

また、平成14年度から学校完全週5日制が始まったことを期に、青年団の年間行事の中に、幼稚園・小学校・中学校の子どもを対象に、自ら感じ、考え、行動することを大切にしながら、子どもたちに内在する「生きる力」を育むため、様々な体験活動等地域活動を実施しています。平成15年度は田植えから稲刈りまで、

地域の「米作り名人」の指導の下に、体験活動を行いました。毎回30～40人の子どもが参加し、異年齢の子ども同士の交流、地域の人々との世代間交流も図ることができ、今後もこうした取り組みを充実する必要があります。

本村は、過疎化、高齢化が進む中、山村の特性を生かした活性化事業として、山里型リゾート地をめざすべく、入浴施設、コテージ、パターゴルフ場、テニスコート、ホールなどの整備を進めてきました。子どもたちもこうした取り組みについて理解し、ふるさと黒滝村を愛し、将来は村づくりに取り組めるように、啓発を図るとともに、子どもの意見の表明できる場やリゾートで来る子どもとの交流など、子ども自身も楽しめる取り組みの充実が必要です。

平成12年9月に文部科学省において「スポーツ振興計画」を策定し、平成13年度から22年度までの計画期間内に、全国の市町村に少なくとも1つは「総合型地域スポーツクラブ」を育成するようとの目標が定められましたが、地域が一体となり、スポーツを指導しながら、地域の子育てを共に考えたり、地域のコミュニケーションを活発にしていこうとするものとして、本村においても調査・研究等取り組みを進める必要があります。

安全・安心な環境づくりの取り組み

子どもの交通安全については、関係機関や地域団体等の連携・協力により、小学校等の子どもに対する交通安全指導を行っています。今後も、このような取り組みを進めるとともに、自動車運転者に対する交通安全意識などの啓発を充実する必要があります。

また、子どもの連れ去り等子どもをめぐる犯罪がマスコミをにぎわしていますが、子どもが安心して過ごせるように、地域の人々の協力による見守り等対策を進める必要があります。

防災対策については、山崩れや地震、風水害等の対策を進めていますが、障害のある子どもがいる家庭などが、緊急の避難が必要な時に安心して避難できる体制づくりや、日頃の防災訓練等に取り組むための地域の自主防災組織の育成を促進する必要があります。

笑顔あふれる次世代プラン

第2章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

本村は、奈良県のほぼ中央部に位置し、周囲は急峻な山々で囲まれ、清流黒滝川が村の中央部を流れ、緑と水に恵まれた人口規模が1,200人に満たない小さな村です。過疎化・高齢化の進行が著しく、村の活性化を図るため山里型リゾート施設「黒滝 森物語村」の整備を進め、現在では夏期を中心に都会からのリゾート客が訪れるようになりました。心のゆとり、癒しが求められている時代にあって、本村がその場を提供できるように、村民あげてふるさとづくりを進めています。

本村の子ども的人数は減少の一途をたどっていますが、これまでの取り組みを継承し、ふるさと黒滝を愛し、緑と水に恵まれたこの黒滝で子育てをしようとする若者を育てていくことが、何よりも求められています。そのため、地域、村をあげて子育て支援に取り組むことが必要とされます。

子どもは次代を担うかけがえのない村の宝です。子どもの豊かな心とたくましく主体的に生きる力を育み、よりよい時代を切り開いていけるように、子どもの笑顔が曇ることのないように、子どもの育ちを支援する取り組みを進めていきます。

また、子育ての不安や悩みを抱える保護者も少なくないことや、子育ての負担感ばかりが強調されがちな中で、子育ての楽しさを伝え、次世代の親づくりを支援するとともに、地域の人材など社会資源を効果的に活用し、子育ての不安感や負担感の軽減、孤立感の解消など子育て家庭を支援する取り組みを進めていきます。

以上のような考えから、基本理念を次のように設定します。

「自然と人情で育む黒滝っ子」

また、この計画のキャッチフレーズを次のように設定します。

笑顔あふれる次世代プラン

2 計画の基本的視点

この計画を実現させるために、特に次の視点を重視した取り組みを行います。

子どもの人権の尊重と豊かな人間性の育成

子どもを取り巻く環境は大きく変化し、物質的な豊かさとは裏腹に地域で異年齢の子どもと遊んだり、大人と一緒に地域行事に取り組むなどの機会が減少しています。本村では特に子どもの減少が著しいことから、仲間との連帯感や達成感、忍耐力や柔軟な考え方、多様性を認め合う心など豊かな人間性を育む機会を意識して大人が提供・支援する必要があります。ただし、子どもの自主性や創造性なども育めるように、子ども自身が考え参画できるような取り組みをすることが重要で、子どもがその力を発揮する場や機会づくりを進めます。また、このような取り組み自体も子どもの人権尊重につながるものですが、児童虐待など子どもの心身を傷つけるような行為については、地域をあげてその防止に取り組めます。

地域の連携・協働

子どもの豊かな人間性を育む機会や将来の村を担う大人としての成長のための支援、子どもの虐待防止、子どもを交通事故や犯罪、災害から守る取り組みなど子どもの育ちを支援する取り組みは、地域住民をはじめ様々な団体、企業等と連携していくことが重要です。

また、保護者の子育て不安や悩みを解消し、保護者も楽しんで子育てができるように、子育ての仲間づくりをはじめ、子育てや生活の知恵など生活文化の伝承等、親の育ちを支援する取り組みもまた、地域住民をはじめ様々な団体、企業等と連携していくことが重要です。そのため、地域の様々な取り組みを子どもの育ちや親育ちを支援する視点で見直し、連携・協働の仕組みづくりを進めます。

3 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

次代を担う子どもの育成支援

子どももまた、豊かに生きる権利をもつ主体であることを認識し、虐待などが起きないようにその人権を守り、尊重される社会の実現をめざします。

また、子どもが次代を担う大人として、社会性や自立心、たくましく生きる力を育むことができるように、家庭や地域との連携・協力を深め、保育・教育環境の充実に努めるとともに、豊かな体験や交流機会の提供に努めます。

さらに、子どもが地域の中で安全に、安心して育つことができるように、交通安全対策を進めるとともに、子どもを犯罪被害や災害から守るための取り組みを進めます。

すべての子育て家庭に対する支援

すべての子育て家庭を支援するため、子育て相談等の充実に努め、家庭が抱えている様々な悩みや不安、負担の軽減に努めるとともに、サービスが利用しやすいように情報の提供等の充実に努めます。家庭にあっては男女、あるいは家族が子育てや家事を共に担い、協力し合えるよう働きかけていきます。

また、ひとり親家庭や障害のある子どもや障害のある保護者の家庭など、特に援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実に努めます。

さらに、子育ての経済的負担を少しでも軽減できるように、経済的支援の周知を進めるとともに、親子が生涯にわたって心身共に健康でいきいきと生活できるように、安全な妊娠・出産から子どもの疾病の予防、保護者の健康づくり等を進めます。

企業等に対しては、育児休業の取得しやすい体制整備等男女が共にゆとりをもって子育てや家庭生活が送れるように、就労環境の充実に働きかけていきます。

また、外出環境の整備や居住環境の整備等子育てにやさしい環境づくりに努めます。

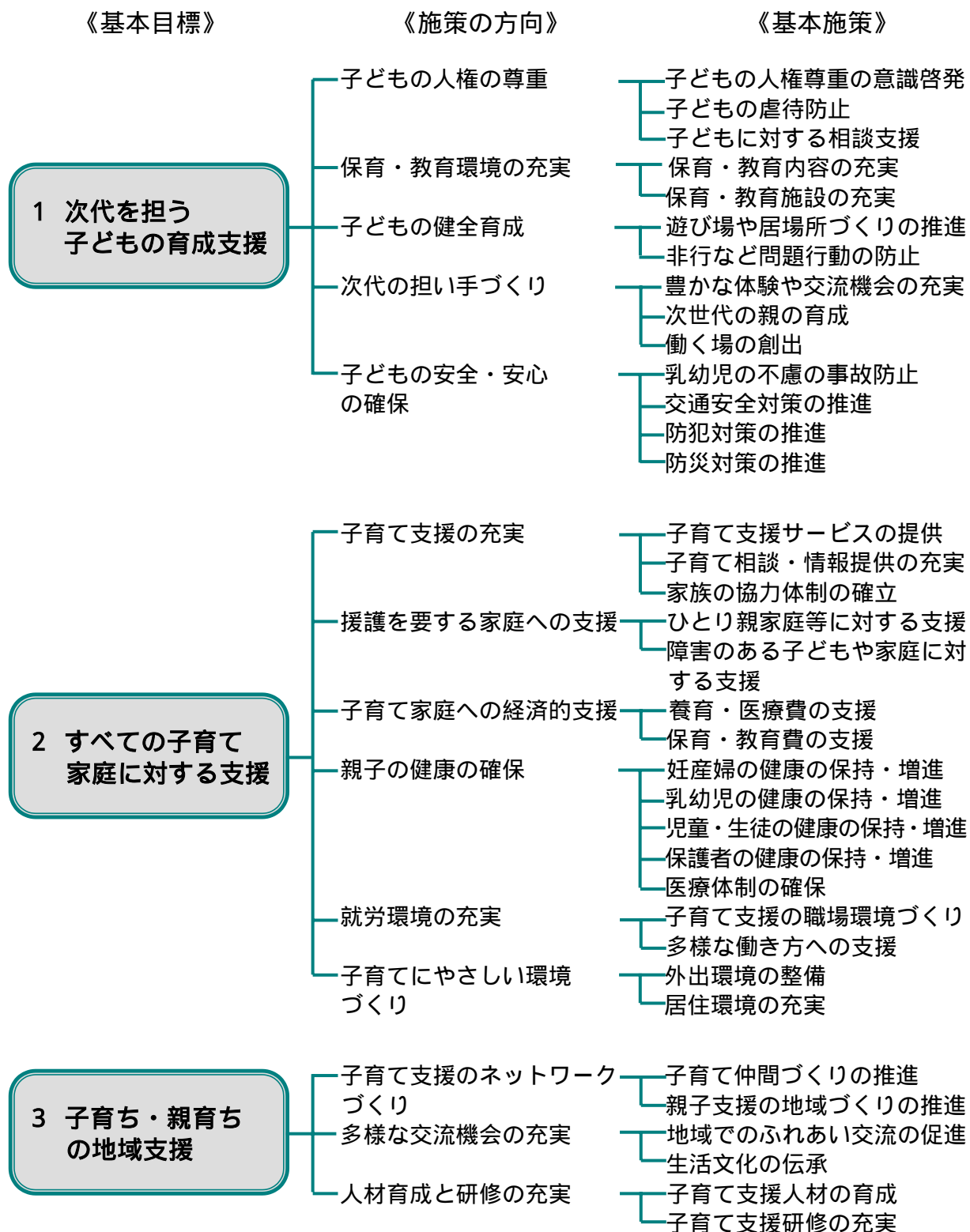
子育て・親育ちの地域支援

親も子ども地域でいきいきと生活し、親子がお互いに信頼関係を築き、また、地域で様々な家庭同士がつながりを持って、子どもの育ちや子育て家庭を支え合う

ことができるよう、多様な交流機会の充実に努めるとともに、家庭や地域の子育て力や教育力を高められるよう支援します。

4 計画の施策体系

この計画の具体的な施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように定めます。



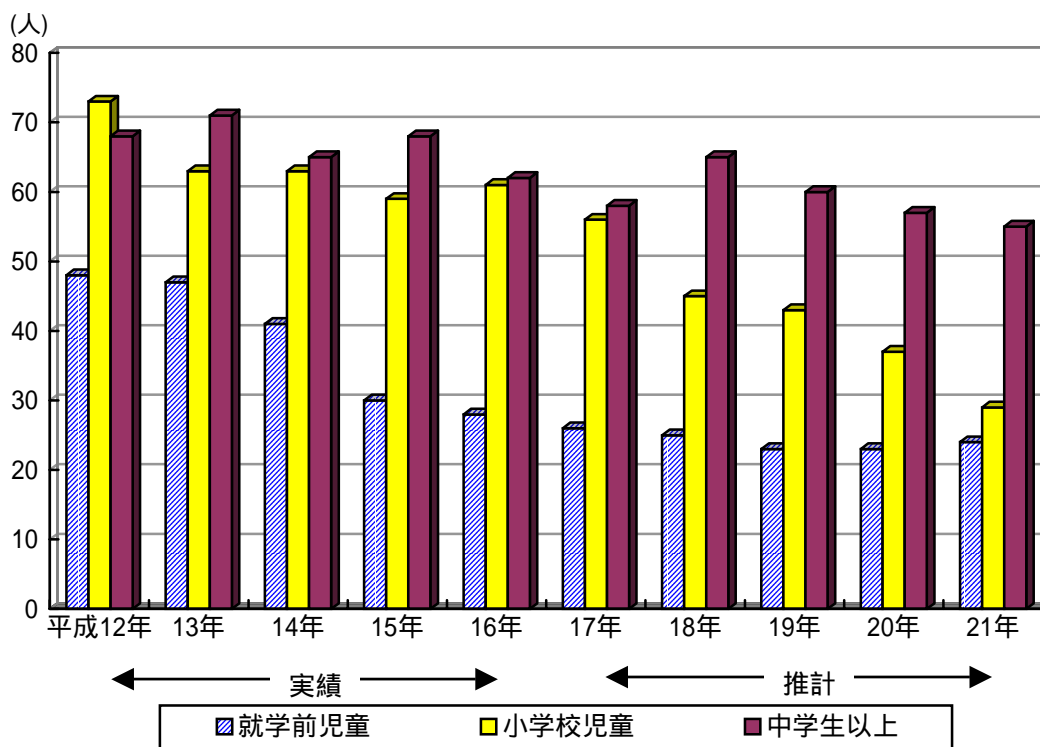
5 計画期間の子どもの人口

18歳までの子どもの人口について、昭和60年から平成12年は国勢調査で、平成13年以降は住民基本台帳人口でみると、0～5歳の就学前児童人口は減少を続け、昭和60年の80人が平成16年には28人となっています。6～11歳の小学校児童人口は、昭和60年の105人が、平成7年には68人に減少しましたが、平成12年・13年に70人台と増加傾向を示しましたが、平成13年に63人に減少し、以後60人前後で推移し、平成16年には61人となっています。12～17歳の中学生以上人口は、特に15歳以上が高校など村を離れて生活をしている子が多いことから、国勢調査と住民基本台帳人口では10人程度の違いがあります。その中で昭和60年の122人が平成12年には59人にまで減少し、住民基本台帳人口では平成13年には71人となっていますが、以降減少傾向を示し、平成16年には62人となっています。

計画期間の人口推計については、平成12年～平成16年の各年4月1日現在の住民基本台帳人口を用い、1歳以上の性別年齢別人口は、コーホート（今回は性別1歳階級別）^{*}変化率法を用い推計し、0歳児の人口は村の15～49歳の女性の5歳階級別出生率を用い推計しました。

その結果、平成21年の0～5歳の就学前児童人口は25人、6～11歳の小学校児童人口は30人、12～17歳の中学生以上人口は56人と推計されます。

子どもの人口の推計



資料: 実績は住民基本台帳人口(各年4月1日)

子どもの人口の推計

	実 績					推 計				
	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
0歳	6	8	4	2	6	4	4	4	4	4
1歳	6	5	7	3	2	6	4	3	3	3
2歳	7	6	5	6	3	2	7	4	4	3
3歳	12	7	6	5	6	3	2	7	4	4
4歳	9	12	7	6	5	6	3	2	7	4
5歳	8	9	12	8	6	5	6	3	2	7
小計	48	47	41	30	28	26	26	23	24	25
6歳	16	7	9	11	9	6	5	6	3	2
7歳	12	16	8	9	11	9	6	5	6	3
8歳	7	10	16	8	8	10	9	6	5	6
9歳	13	7	10	15	8	8	10	8	6	5
10歳	11	13	7	9	15	8	8	10	8	6
11歳	14	10	13	7	10	15	8	8	10	8
小計	73	63	63	59	61	56	46	43	38	30
12歳	9	14	10	13	7	10	15	8	8	10
13歳	15	9	14	11	12	7	10	15	8	8
14歳	10	15	9	14	11	12	7	10	15	8
15歳	8	10	15	8	13	11	12	7	10	15
16歳	16	7	9	13	7	12	10	10	6	9
17歳	10	16	8	9	12	7	12	10	10	6
小計	68	71	65	68	62	59	66	60	57	56
合計	189	181	169	157	151	141	138	126	119	111

資料:実績は住民基本台帳人口(各年4月1日)

笑顔あふれる次世代プラン

第3章 行動計画（施策・ 事業の展開）

1 次代を担う子どもの育成支援

(1) 子どもの人権の尊重

子どももまた、社会を構成する村民の一員として豊かに生きる権利をもつ主体であり、子どもの人権を最大限尊重することは「子どもの権利条約」にもうたわれています。子どもの人権問題としては、いじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなど直接的に身体的・精神的な危害を加えること以外にも、一方的に保護や管理・支配の対象としてのみとらえ、子どもの主体性を抑えたり、子どもの心身の健全な育成を妨げるなどの問題があります。子どもの人権が尊重され、子育てを大切に見守り、支える社会を築いていくため、すべての住民が子どもの人権や子どもの育ちについて関心を高め、理解・認識を深めることができるように、子どもの権利条約をはじめ子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

特に、子どもに対する虐待については、未然に防止するため、子育て不安や悩みの相談を充実するとともに、住民からの通告義務についての理解啓発や幼稚園、学校、診療所等子育て関連施設における虐待発見の徹底、地域での見守り機能の強化など発見体制の確立に努めます。

また、子ども自身が悩みや不安を抱えたまま孤立することのないように、相談しやすい体制づくりを進めます。

子どもの人権尊重の意識啓発

【今後の取り組み】

- 1 「子どもの権利条約」(わが国では「児童の権利に関する条約」)や子どもの人権問題に関して住民の理解を深めるため、児童福祉週間などの様々な機会を通じて、啓発を進めます。
- 2 子どもたちが「子どもの権利条約」の趣旨を理解できるように、また、お互いの人権を尊重し合えるように、子どもたちに対する教育・啓発を進めます。
- 3 教職員や役場職員に対して、児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント等子どもの人権問題に関する理解啓発のための研修を行うとともに、子どもの主体性の尊重等権利の視点に立った施策・事業の取り組みの推進に努めます。
- 4 地域団体等に対して、児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント等子どもの人権問題に関する理解啓発のための研修を行うとともに、主体性の尊重等子どもの人権の視点に立った取り組みの促進に努めます。

子どもの虐待防止

【今後の取り組み】

- 1 保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じられるように、乳幼児健診や訪問指導、相談等を通じて、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などの支援を図ります。
- 2 育児サークルをはじめ親子が楽しく参加できる場の充実に努めるとともに、積極的に紹介します。
- 3 虐待に関する正しい知識や防止方法について、保護者や家族、地域住民に周知するとともに、住民対象に早期発見、通報を促すため、リーフレットを作成し、配布します。
- 4 幼稚園、学校、診療所等施設や関係機関、乳幼児健診時などでの虐待の発見を徹底するとともに、早期対応を図るためのネットワーク支援体制の確立に努めます。

子どもに対する相談支援

【今後の取り組み】

- 1 子どもの悩みや不安を気軽に相談できるように、教職員や保健担当職員の研修に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り対応の充実に努めます。
- 2 県の相談機関の紹介等情報提供を図ります。
- 3 学習障害等^{*}の問題について教職員等の研修に努めるとともに、対応策について検討します。

(2) 保育・教育環境の充実

就学前の子どもは、次代を担う大人として心身共に調和のとれた発達を促すとともに、基本的な生活習慣や社会性を身につけることが重要です。そのため、家庭や地域、幼稚園、小学校等が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。

また、学校教育においては、基礎学力の向上をめざすとともに、生命の大切さやお互いの存在を認め合う人権意識を育むことができるように、さらには、社会の変化の中で自ら考える力や学ぶ意欲など「生きる力」を育むことができるように、教育内容の充実に努めます。

さらに、障害や発達の遅れのある子どもの可能性を伸ばし、自立や社会参加を促進できるように、関係機関や団体等と連携し、ニーズや障害の程度、発達段階に応じて適切な相談・指導の充実に努めます。

また、だれもが安全、快適に施設や設備が利用できるように、学校等施設の改善に努めます。

保育・教育内容の充実

【今後の取り組み】

- 1 幼稚園等において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、また、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。
- 2 幼稚園等において、子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また、社会性や主体性を育めるように、情操教育や体験学習を進めるとともに、地域の小・中学生や高齢者等との交流を図ります。
- 3 小・中学校において、学校教育全般を通じて人権教育や豊かな心の育成に努めます。
- 4 小・中学校において、子どもが学ぶことが楽しく、自らの能力を伸ばしていけるように、基礎学力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域の人材や物、事などを活用した特色ある学習内容の充実に努めます。
- 5 小・中学校において、情報を活用する能力の向上を図るとともに、有害情報を読み解く力の育成に努めます。
- 6 子どもの食生活を豊かにするとともに、正しい食生活の習慣を身につけることができるように、家庭と連携して指導を行うとともに、引き続き地場産の農作物を使った給食の推進や、田・畑の仕事を体験する機会づくりを進めます。
- 7 障害児の保育・教育については、関係機関との連携を強化し、ニーズや障害の程度、発達段階に応じた適切な保育・療育・教育が受けられるような就学指導をめざすとともに、就学後の相談体制の充実に努めます。

保育・教育施設の充実

【今後の取り組み】

- 1 幼稚園や小・中学校等施設の耐震化を計画的に進めます。
- 2 幼稚園や小・中学校等施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。
- 3 幼稚園や小・中学校等施設や設備について、障害のある子どもなどだれもが利用しやすいように、また、トイレなど快適に使えるように改善に努めます。

(3) 子どもの健全育成

本村は子ども数の減少に伴い、子どもが放課後等に仲間と過ごすことが少なくなっています。また、ゲーム等の普及により、家で遊ぶ子どもも多く、体力の低下は全国的にも指摘されています。子どもは仲間との遊びを通じて、人間関係を学び社会性を養うことができることから、放課後の遊び場や居場所づくりを進めるとともに、健全な遊びの指導を進めます。

また、青少年にかかわる関係機関や団体、地域住民等が連携し、非行などの問題行動の防止に努めます。

遊び場や居場所づくりの推進

【今後の取り組み】

- 1 乳幼児の親同士、子ども同士が交流できる場の提供の充実に努めます。
- 2 小学生等が放課後利用できるように、安全で健全な遊び場を提供し、異年齢交流や自主的な活動を促進します。
- 3 土日や夏休みなど、地域の子どもたちが利用できるように、地域住民の協力により、集会所等安全で健全な遊び場を提供し、異年齢交流や自主的な活動を促進します。
- 4 健全な遊びを指導したり、放課後の子どもたちの生活を充実するため、青年団等地域の人材の活用を促進します。

非行など問題行動の防止

【今後の取り組み】

- 1 青少年にかかわる関係機関、学校、団体や地域住民が青少年健全育成に対して予防的視点を大切にし、共通の理解と認識を深める場とするために、情報交換や研修のための会を開催します。
- 2 子どもや保護者に対して、インターネット等メディア接触に関する注意事項について啓発を進めます。また、インターネット等メディアと子どもをめぐる様々な問題を考えるとともに、メディアを有効に活用できる能力を育成するための教育の推進に努めます。

(4) 次代の担い手づくり

子どもは様々な体験や出会いの中で、成長していきます。子どもが豊かな人間性や社会性、主体性を育み、次代を担う大人に成長できるように、学校と家庭、地域との連携を強化し、子どもの自主的な活動を促進するとともに、本村の緑と水の自然の中での体験活動や芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動など多様な活動が行えるように、学習・体験の機会や場の提供を充実していきます。

また、次の世代の親となる若者が、子育ての不安や負担感を払拭できるように、乳幼児とのふれあい体験の拡充や子育ての楽しさを知ってもらう機会の提供に努めます。

さらに、ふるさと黒滝を愛し、住み続けることを選択できるように、ふるさと学習や地域の行事、産業等に参加、ふれる機会の提供を進めるとともに、就業機会の創出に努めます。

豊かな体験や交流機会の充実

【今後の取り組み】

- 1 子どもたちが村政に関心をもち、参画意識を高め、主体的に取り組むことができるように、子ども議会を開催するとともに、中学生による村づくりの提言募集など、村長との対話の機会を作ります。
- 2 黒滝村とはどんな村か、将来どんな村になることをめざしているのかなど、村のホームページを活用し、子どもの関心を高めるとともに、子どもに関係する施設や事業の整備・検討に際して、子どもの意見を聞いたり、子ども自身が提言をまとめる機会の提供に努めます。
- 3 子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけることができるように、地域の行事や防災訓練等地域活動への参加を促進します。
- 4 小・中学生や青年の、自然体験をはじめ広範な分野におけるボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア意識の向上やボランティア情報の収集・発信、相談等の支援を行います。
- 5 恵まれた自然環境の中での団体活動や野外活動を通して、青少年の健全育成と住民生活の向上を図るため、屋外教具の整備充実と指導者の育成を進めます。
- 6 スポーツに親しみながら地域での交流を深められるように、スポーツ活動の充実に努めるとともに、地域のスポーツ指導者の育成支援に努めます。
- 7 県や関係機関・団体等との連携・協力により、子どもたちの創造性や豊かな感性が育まれるような芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。

【今後の取り組み】

- 8 幼稚園や小・中学校、公民館等において、異年齢交流や世代間交流など、様々な人との交流活動の充実を図るとともに、本村を訪れる人々との交流機会の提供に努めます。
- 9 子どもに豊かな体験や交流機会を提供するため、大人の知恵を結集し一人ひとりができることを提供し合うとともに、子どもの参画を含めて企画を検討し実行に移す組織づくりを進めます。

次世代の親の育成

【今後の取り組み】

- 1 乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心が醸成できるように、また、将来の親になった時に少しでも安心して子育てができるように、小・中高生や若者と乳幼児とのふれあい交流の機会の充実に努めます。
- 2 子育ての楽しさを募集するとともに、青年層に対して、子育ての楽しさを積極的にPRしていきます。また、男女が共に親になる喜びや子育ての楽しさを体験できるように、未婚の青年と子育て中の若い世代との交流機会を提供するとともに、子育て関連サービスや相談窓口等に関する情報提供を図ります。
- 3 未婚の青年がパートナーに出会える機会の創出に努めます。

働く場の創出

【今後の取り組み】

- 1 村全体が都会の人々の疲れた心身を癒す場、また、忘れられたふるさとの良さを味わうことのできる場を提供することにより、活性化を図ることについて、青少年に対する理解啓発を進めるとともに、大人も子どもも共に知恵を出し合い、青年層の働く場の創出に努めます。

(5) 子どもの安全・安心の確保

家庭における乳幼児の不慮の事故を防止するため、家庭での危険の排除や安全確保のための環境整備に関する知識の普及、事故予防のための啓発活動を進めるとともに、地域の遊び場の遊具等の安全点検など、事故防止を進めます。

また、子どもを交通事故から守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、交通安全教育を進めるとともに、運転マナーや道路利用マナーに関する啓発を進めます。

さらに、犯罪や災害から子どもを守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導や防災教育を進めるとともに、地域での見守り体制や防災・避難体制の確立に努めます。

乳幼児の不慮の事故防止

【今後の取り組み】

- 1 転倒や薬物などの誤飲、浴槽での溺死など不慮の事故などを防止するため、保健指導や広報等による啓発活動を進めます。
- 2 青年団や育児サークル、民生委員・児童委員など地域の団体や子育て関連の団体・グループ等により、地域の遊び場や遊具の安全点検を行うなど、事故防止活動を促進します。
- 3 子どもに多い事故について広報等で情報提供するとともに、応急処置法や心肺蘇生法などの普及に努めます。

交通安全対策の推進

【今後の取り組み】

- 1 地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、幼稚園や小学校等で交通安全教室を開催します。
- 2 子どもを車に乗せる時には、チャイルドシートを利用するように啓発を進めます。
- 3 子どもに配慮した運転や自転車の走行マナー、不法駐車などに関する啓発を進めます。
- 4 歩道や信号機、横断歩道などの交通安全施設について、関係機関との連携により計画的な整備を進めます。

防犯対策の推進

【今後の取り組み】

- 1 幼稚園や学校等において、子どもを対象にした防犯指導を強化します。
- 2 保護者や子育て関係団体等に対して、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。
- 3 犯罪を未然に防止するため、公用車や商業車に「パトロール」のステッカーを貼るなどの取り組みを進めます。

防災対策の推進

【今後の取り組み】

- 1 幼稚園や学校等において、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を進めます。
- 2 地域での防災訓練等自主的な防災活動の取り組みを促進します。
- 3 災害時にだれでも容易に避難できるように、わかりやすい避難所標識の設置に努めます。
- 4 災害時等の対応のため、障害児のいる家庭や障害者の保護者の家庭など、支援を必要とする人の情報の整備に努め、避難体制の確立に努めます。

2 すべての子育て家庭に対する支援

(1) 子育て支援の充実

子育て家庭が、悩みや不安を抱えたまま地域で孤立することのないように、また、子育てが楽しくなるように、子育て中でもボランティア活動や生涯学習活動など参加しやすいように、あるいはリフレッシュできるように、一時預かり保育をはじめ身近な地域での子育て相談や指導、交流等子育て支援サービスの提供の充実に努めます。

また、本村は保育サービスは広域保育において対応していますが、今後、子育てと仕事の両立支援のため、幼稚園の運営のあり方について検討します。

さらに、子育てや家事などについては、母親一人の役割とするのではなく、子どもを含めて家族がそれぞれ家庭の一員として家庭生活の役割を担うことが、家族の絆を深める上でも、また、子どもの主体性や自立心を育む上でも、さらには、男性の生活自立を促進する上でも重要であることから、男女共同参画^{*}あるいは家庭役割の家族全員の分担について意識啓発を進めるとともに、男性の子育てや家事等の参加促進のための講習等機会の提供を図ります。

子育て支援サービスの提供

【今後の取り組み】

- 1 幼稚園における子育て相談や地域の親子との交流など、子育て支援事業を進めます。
- 2 幼稚園における預かり保育を進めます。
- 3 集会所や公民館など地域の施設を利用して、親子交流や世代間交流、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。
- 4 絵本を通じた親子のふれあいの楽しさを伝えていくため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流事業の推進に努めます。
- 5 子育てと仕事の両立支援を充実するため、幼稚園の運営のあり方について検討します。
- 6 小学生等が放課後利用できるように、安全で健全な遊び場を提供し、異年齢交流や自主的な活動を促進します。(再掲)

子育て相談・情報提供の充実

【今後の取り組み】

- 1 乳幼児健診等母子保健事業の機会を通して、育児の悩みや不安の解消に努めます。
- 2 集会所や公民館など地域の施設を利用して、親子交流や世代間交流、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。(再掲)
- 3 民生委員・児童委員や食生活改善推進員等が地域の気軽な子育て相談者や情報提供者になるように、研修の充実に努めます。
- 4 母子保健事業をはじめ子育て関連のイベント等について、広報等による情報提供を進めます。
- 5 幼稚園や小・中学校等からの子どものこと、子育てのことなどの情報発信の充実に努めるとともに、関係課、機関等との連携を強化し、子育て関連情報の提供の充実に努めます。
- 6 県の子育て関連相談機関や窓口についての情報提供に努めます。

家族の協力体制の確立

【今後の取り組み】

- 1 男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識^{*}の解消、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます。
- 2 小・中学校において、性別役割分担を考えさせ、男女が共に家庭生活を担うことの重要性について、家庭役割に関して家族が分担することの意義や重要性についての教育を推進します。
- 3 父親が育児や家事に参加する意義や重要性について、両親教室等を通して啓発を進めます。また、父親が参加しやすい時間帯や曜日など、工夫に努めます。
- 4 父親と子どもの料理教室等、親子で参加できる講座の充実に努めます。

(2) 援護を要する家庭への支援

ひとり親家庭をはじめ障害のある子ども、あるいは障害のある保護者の家庭などが地域の中で自立して生活することができるように、また、子どもが安心して健やかに生活することができるように、県をはじめ関係機関等との連携を強化し、就労支援をはじめ経済的支援、日常生活自立支援の充実に努めます。

ひとり親家庭等に対する支援

【今後の取り組み】

- 1 母子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、国制度に基づき児童扶養手当（所得制限があります）の支給を行うとともに、県制度に基づき母子家庭医療費助成（所得制限があります）などを行います。
- 2 母子家庭等の母が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付を行います。
- 3 母子家庭の母の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付事業、母子家庭高等職業訓練促進事業、常用雇用転換奨励金事業について周知し、雇用の促進を図ります。
- 4 母（父）子家庭等の自立支援や疾病時などに支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話をを行う、奈良県母子福祉連合会が実施している母子家庭等日常生活支援事業について周知します。
- 5 母子家庭の母の経済的自立を促進するため、母子・スマイルセンターや高田しごとiセンター、ハローワーク下市など関係機関の紹介を行います。

障害のある子どもや家庭に対する支援

【今後の取り組み】

- 1 「障害のある子どもない子ども共に地域で育つことがあたりまえであること」や障害児の自立と社会参加を進めるため、地域のあらゆる人々が支援することが重要であることの理念について、住民に対する普及啓発を進めます。
- 2 乳幼児健診で障害の早期発見に努めるとともに、フォローが必要とされた乳幼児に対して、関係機関との連携のもとに、安心して子育てができるように相談・指導の充実に努めます。
- 3 障害児等に対する福祉の向上を図るため、居宅介護、デイサービス、短期入所の福祉サービスの提供を行います。

【今後の取り組み】

- 4 日常生活上の不便を軽減するため、重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業や身体障害者（児）補装具給付事業などの日常生活の支援を行います。
- 5 障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成などの制度について周知し、利用の促進を図ります。
- 6 身体障害児が治療することで障害の進行を防いだり、障害の軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担感は大きく、ニーズ調査からも理想的な子どもの人数を産めない理由のトップになっています。子育て家庭の経済的負担感を少しでも軽減できるように、養育・医療費や保育・教育費について助成を行うとともに、経済的支援の充実や子育て費用の社会保障制度の充実について国や奈良県に要請していきます。

養育・医療費の支援

【今後の取り組み】

- 1 小学校第3学年修了前の児童を養育している保護者に対して、国制度に基づき児童手当（所得制限があります）の支給を行います。
- 2 3歳未満の児童に対して、県制度に基づき医療保険の自己負担分のうち、一部自己負担金を除いた部分について支給する乳幼児医療助成事業（所得制限がありません）を進めます。
- 3 母子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、国制度に基づき児童扶養手当（所得制限があります）の支給を行うとともに、県制度に基づき母子家庭医療費助成（所得制限があります）などを行います。（再掲）
- 4 障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成などの制度について周知し、利用の促進を図ります。（再掲）

保育・教育費の支援

【今後の取り組み】

- 1 母子家庭の子どもの高校・大学進学などに利用できるように、「修学資金」、「就学支度資金」などの県母子・寡婦福祉資金貸付制度について周知し、利用の促進を図ります。

(4) 親子の健康の確保

安全で快適な満足できるお産、計画的なお産ができるように、妊婦をはじめ家族に対する啓発を進めるとともに、育児不安等妊産婦の心の健康確保を図るため、両親教室や妊産婦に対する訪問指導等妊産婦の心身の健康の保持・増進を図ります。

また、心身の健康の基礎を作る乳幼児期において、健やかに発育・発達できるように、乳幼児健康診査や予防接種を促進し、疾病予防や障害の早期発見に努めるとともに、家庭や幼稚園等との連携を強化し、食育や規則正しい生活習慣の確立に向けた取り組みを促進します。

さらに、児童・生徒等が心身ともに健やかに過ごせるように、家庭、学校等との連携を強化し、生活習慣病の予防、体力の向上、食育の推進など総合的な子どもの健康づくりを推進するとともに、家庭生活の基盤でもある保護者の健康づくりを推進します。

妊産婦の健康の保持・増進

【今後の取り組み】

- 1 妊娠届の提出時に、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録等が行える母子健康手帳の交付を行います。
- 2 出産をひかえた親の不安解消につながるように、妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等の健康教育を集団的に行います。また、男性も参加しやすいように休日の実施を検討します。
- 3 妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対して、助成を行います。
- 4 健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、保健指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある人については、医師または、歯科医師の診察を受けることを勧奨します。
- 5 母子健康手帳申請者とその家族、及び両親教室参加者、訪問指導者等に対して、妊婦の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について正しい知識を家族全体で共有し、防煙や禁煙等の行動へと発展できるように、啓発を進めます。

乳幼児の健康の保持・増進

【今後の取り組み】

- 1 子どもの病気や障害等の早期発見・早期対応を行うため、乳幼児健診を行うとともに、受診しやすい時間等保護者の要望を把握し、健診体制の充実に努めます。
- 2 健康診査の実施や受診方法等についての周知を徹底するとともに、未受診者に対する受診勧奨を行います。また、未受診の子どもの発育や発達に関し、訪問指導を行うなど把握に努めます。
- 3 健康診査の結果、問題が発見された子どもに対しては、県等関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めます。
- 4 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。
- 5 乳幼児健診や相談・健康教育等を通して、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導の充実に努めるとともに、幼児の食事について学習する機会の充実に努めます。
- 6 体を使う遊びの習慣を確立するため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての啓発を行います。
- 7 幼稚園教諭等に対して、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立などについて、研修の充実に努めます。

児童・生徒の健康の保持・増進

【今後の取り組み】

- 1 小・中学校との連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行い、現状や課題について検討します。
- 2 子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携を強化し、食育や運動の取り組みについて協議します。
- 3 予防接種を行うことにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。
- 4 学校教育において、生命と性の尊重に基づく性に関する適切な教育・指導を行います。
- 5 喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に関して、子どもに与える影響について正しく理解できるように、学校をはじめ関係機関との連携しながら啓発・指導を行います。

保護者の健康の保持・増進

【今後の取り組み】

- 1 保護者の生活習慣病を予防するため、適切な食事や運動等についての啓発を行うとともに、積極的な健康づくりの取り組みを促進します。
- 2 20歳以上の女性に対して子宮がん検診を、40歳以上の女性に対して乳がん検診の受診を奨励します。
- 3 自営業や家庭にいる主婦などのうち、40歳以上の人に対して、基本健康診査をはじめ胃検診、肺がん検診等の健康診査の受診を奨励します。
- 4 各年度毎に健康に関するテーマを決めて、健康教室を開催し、健康づくりへの関心を高めるとともに、相談・指導に努めます。
- 5 ストレスとうまくつきあう方法や心の健康づくりなどの啓発、相談、指導に努めます。

医療体制の確保

【今後の取り組み】

- 1 救急時に適切な治療が受けられるように、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制について周知します。
- 2 土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、普及します。
- 3 全国的にも減少している小児科医や産婦人科医について、少子化対策支援として、確保・充実するように、国や県に要望します。
- 4 子どもがかかりやすい病気や子どもに多い事故について、広報等で情報提供するとともに、応急処置法や心肺蘇生法などの普及に努めます。

(5) 就労環境の充実

男女が共に仕事と子育て等家庭生活や生涯学習活動や地域活動などが両立でき、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるように、国に対し男性も含めた働き方の見直しと制度的な整備などを要請するとともに、事業主に対して育児・介護休業制度等の実施等子育て支援の職場環境づくりを働きかけていきます。

また、子育て後の再就職や新たに就職する人、起業をめざす人などに対して、関係機関との連携を図り、職業相談や職業能力の向上等多様な働き方の支援に努めます。

子育て支援の職場環境づくり

【今後の取り組み】

- 1 男女が共に仕事と家庭・地域生活とを両立し、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるようにすることが重要であることを、住民や企業等に対して啓発を行います。
- 2 育児・介護休業について、取得率の向上や男性の取得促進を役場が率先して行うとともに、事業主等に働きかけます。

多様な働き方への支援

【今後の取り組み】

- 1 県のハローワークやターミナル職業相談センター、パートバンク、しごと/センターの紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。
- 2 母子家庭の母等就労困難者や再就職、新たな就職を希望する人の職業能力の向上を図るため、関連講座の提供に努めるとともに、奨励制度の利用促進に努めます。
- 3 村が進めている体験・宿泊型リゾートに関連した施設での就労や食べる、憩う、楽しむことを支援する産業や土産品などの製造等に、女性や若者の力の活用を促進します。

(6) 子育てにやさしい環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して外出できるように、道路や公共施設の整備・改善に努めます。

また、豊かな自然を次世代に引継ぎ、癒しの空間として活用できるように、自然環境との共生を図るとともに、環境美化等を進め、環境の保全に努めます。

さらに、若者向け公営住宅の建替え整備など、良質な公営住宅の提供等住環境の整備・充実に努めます。

外出環境の整備

【今後の取り組み】

- 1 村道について、主要幹線道路等の改良を計画的に進めます。
- 2 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間・公益施設について改善を進めるため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」について啓発を進めます。
- 3 子育て家庭や子どもが安心して外出できるように、公共施設等についてベビーベッドや乳幼児用のトイレなどの設置を促進します。

居住環境の充実

【今後の取り組み】

- 1 公営住宅の建替えにあたっては、だれもが利用しやすい快適な仕様の導入を進めるとともに、計画的な改善を進めます。また、若者向けの定住促進のための公営住宅の併設について検討します。
- 2 水と緑の豊かな資源を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、総合的な環境保全対策を進めます。

3 子育て・親育ちの地域支援

(1) 子育て支援のネットワークづくり

保護者が子育てに自信をもって、楽しく子育てができるように、子育ての仲間づくりを進めるとともに、家庭の子育て力や教育力の向上を促進します。

また、住民が子どもの育ちを自分の問題として捉え、それぞれの立場で役割を果たしていけるように、子どもを社会で育てる意識づくりを進めるとともに、子どもの育ちや子育てを支援する団体の組織化を進めます。

子育て仲間づくりの推進

【今後の取り組み】

- 1 子育ての悩みなどを気軽に話し合え、親子同士で交流ができる子育てグループの育成を促進します。
- 2 子育てグループの自主的な子育て学習等の活動を支援します。
- 3 子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。

親子支援の地域づくりの推進

【今後の取り組み】

- 1 社会で子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さなどについて、様々な機会を活用して啓発を進めます。
- 2 民生委員・児童委員、青少年の健全育成指導団体や青年団、スポーツ指導者等子育てに関係する地域団体や住民グループ等が、子育てに関する情報交換を行うとともに、参加団体の交流を深める機会の提供を図ります。
- 3 身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークの形成に努めます。
- 4 教職員や保健師をはじめ、地域団体等子育て支援関係者による情報の共有や意見交換を行うため、「子育て支援ネットワーク会議」の開催に努めます。

(2) 多様な交流機会の充実

核家族化や子育て世帯が減少している中で、子育て家庭が不安を抱えたまま地域で孤立することのないように、住民同士の多様な交流を通して親も子ども地域も成長できるように、地域の様々なふれあいの機会づくりを進めます。

地域でのふれあい交流の促進

【今後の取り組み】

- 1 子育て中の保護者やこれから親になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。(再掲)
- 2 地域の中で民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会が協力して、子育てサロンを実施します。
- 3 幼稚園、学校等において老人クラブ等との交流を促進します。
- 4 学校等のクラブ活動や幼稚園等の創造活動等に高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を促進します。
- 5 地域の行事で障害のある子どもや高齢者等の参加を促進します。
- 6 住民によるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進します。
- 7 忙しい現代人の癒しの場の提供地として、都市と山村の子育て交流、子育ての知恵の交換などの促進に努めます。

生活文化の伝承

【今後の取り組み】

- 1 核家族化が進む中で、村での生活の知恵や食文化、子育ての知恵など次世代に引き継ぐべきものを伝えていけるように、知恵や引き継ぐべきものの収集を行うとともに、三世代交流等を推進します。

(3) 人材育成と研修の充実

子どもの育ちや親の育ち、子育て支援については多分野の取り組みが必要で、行政のみならず地域の様々な団体やグループ等による支援が必要です。そのため、子育てサポーター等新たな人材の育成を推進するとともに、各種団体等に対する研修の充実に努めます。

子育て支援人材の育成

【今後の取り組み】

- 1 子どもの健全な育成を図るため、子どものサークルやスポーツ活動を指導・育成するための指導者の育成に努めます。
- 2 子育て中の保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関するサービスについての情報などを提供する、子育てサポーターの育成を推進します。
- 3 緊急の用事や生涯学習の講座を受講したいというときなどに、一時的に子どもを預かる子育てボランティアの育成に努めます。
- 4 子どもの育ちや子育てを支援するため、地域住民のもつ様々な知識や経験の活用を促進します。

子育て支援研修の充実

【今後の取り組み】

- 1 地域で子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さなどについて、子育て関連団体の研修を進めるとともに、団体でできることの確認と実践を促進します。
- 2 教職員をはじめ行政職員、関係機関等が連携し、子育て関連情報の交換や子どもや子どもを取り巻く環境等についての現状や課題、今後取り組むべきことの検討など、研修の充実に努めます。

笑顔あふれる次世代プラン

第4章 計画の推進

1 計画の周知

この計画は、次代を担う子どもたちが夢と希望をもって、家庭や学校、地域でいきいきと過ごし、そして、ふるさとを愛し、子育てしたいと思いたくなるように、「自然と人情で育む黒滝っ子」を基本理念に、次世代の育成をめざしています。

そのためには、行政のみならず地域の住民、団体、企業等が連携して取り組むとともに、それぞれ主体的な取り組みを積極的に進めることが求められ、この計画の内容について周知を図ります。

また、子ども自身がこの計画の主体的、積極的な推進者として参画できるように、この計画のめざすことの理解啓発を進めます。

2 計画の推進体制

この計画の分野は、福祉のみならず教育・保健・医療・就労・生涯学習・交通・住宅など多岐にわたっています。そのため、関係する各課が連携を強化し、子どもの人権尊重と社会性や自立心を育む視点に立った施策・事業展開を進めるとともに、保護者が自信をもって子育てができるように、地域が子どもの育ちや親育ち、子育てを支援できるように、総合的・効果的な施策・事業を進めます。

本村においては、特に過疎化・高齢化が進む中で、子どもが生まれ、本村をふるさととして愛し、村の活性化のために一緒に村づくりを進めていく若者に育てられることが何よりも望まれ、次世代育成支援にかかる事業について、庁内が一体となって計画的に推進できるよう努めます。

また、この計画を住民との協働のものとして推進するため、子育て関連団体等の住民参画による進行管理体制の整備に努めます。

笑顔あふれる次世代プラン

資 料 編

1 計画の策定経過

年 月 日	事 項・内 容	
平成16年 2月9日～23日	ニーズ調査実施	村内在住の就学前児童保護者及び小学校児童保護者を対象に、保育サービス等ニーズや就労実態、子育て意識等を把握するため実施
7月30日	第1回黒滝村次世代育成支援行動計画策定委員会	概略説明について 「黒滝村次世代育成支援行動計画」策定業務・実施要綱について 黒滝村次世代育成支援に関するニーズ調査結果の報告 特定14事業に関する推計ニーズ量及び目標事業量について その他
9～10月	関係各課事業調査実施	次世代育成支援関連の施策・事業について実施状況あるいは今後の予定等を把握するため実施
11～12月	計画素案の作成	
平成17年 1月12日	第2回黒滝村次世代育成支援行動計画策定委員会	黒滝村次世代育成支援行動計画（素案）について その他
2月23日	第3回黒滝村次世代育成支援行動計画策定委員会	黒滝村次世代育成支援行動計画（原案）について その他

2 計画の策定体制

黒滝村次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」第8条の規定に基づき、次代の子どもが健やかに育成される社会の形成を実現するため、黒滝村次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定に関すること。

(2) 前号のほか行動計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者を委員として村長が委嘱し、組織する。

(設置期間)

第4条 委員の任期は、次世代育成支援行動計画の策定により解散するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

2 委員長は、委員会を所掌する。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、第3条に規定するメンバーのほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

黒滝村次世代育成支援行動計画策定委員会・委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
中 井 肇	社会教育委員会議議長	委員長
家 治 隆 司	村議会議長	
吉 村 元 成	民生児童委員協議会会長	
山 口 勝 辰 巳 たつ子 小 西 勇 介	主任児童委員	平成16年11月まで 平成16年11月まで 平成16年12月から
阪 口 治 仁	連合PTA会長	
喜 田 一 雄	教育長	
吉 田 昌 史	参事	
上 浦 早 苗	幼稚園長	
中 前 政 明	住民福祉課長	
加 藤 協 子	保健師	

3 用語の説明

ア行

【育児休業】

仕事と育児の両立を支援するため、平成4年施行の育児休業法で定められた制度。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。休業期間中の賃金保障はありませんが、平成7年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、平成13年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されます。

平成7年の法改正で介護休業も追加され、育児・介護休業法となりました。また平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれました。

【M字型カーブ】

女性の労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）や就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）は、一般的に出産前の20代と子育てが一段落する40代に高くなり、子育て期間中の30代（特に30代前半）が低くなります。この年齢による労働力率（あるいは就業率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階層別労働力率（あるいは就業率）を表したものを言います。欧米諸国では子育て期の谷間のない逆U字型をしています。

カ行

【核家族】

典型的には1組の夫婦とその子どもからなる社会単位を言いますが、国勢調査等統計的には夫婦のみ、夫婦と未婚の子ども、ひとり親と未婚の子どもを核家族としています。

【学習障害】

学習障害（LD）は、話す、書く、聞く、計算するなどを正確にできにくいなど、学習能力に問題がある障害です。LDをはじめADHD、アスペルガー症候群・高機能自閉症などを発達障害と言います。ADHDは注意欠陥・多動性障害と言います。不注意と多動、衝動性という3つの行動を必須とする行動症候群です。不注意とは、学業など意識の集中が必要な時に集中できない状態をさします。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的にしゃべるなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。平成16年12月3日に「発達障害者支援法」が成立し、平成19年度より障害児とともに特別支援教育への移行が予定されています。

【合計特殊出生率】

対象とする年次について、女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計して得られる出生力の指標で、1人の女性が生涯に産む子ども数として解釈されます。この数値が平成15年では2.07（人口置換水準）を割ると人口が減少すると言われていました。

【コーホート変化率法】

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言います。コーホート変化率法は、人口の将来推計に用いられる手法の一種で、ある年齢集団の数（男女1歳階級別人口 例：平成16年の3歳の男子数）と前年の相当する年齢集団の数（例：平成15年の2歳の男子数）の比率を用いて、次年の年齢集団の数（平成17年の3歳の男子数）を推計する方法で、変化率は単年度ではなく数年間の平均を求めて使用することが多い。新たに生まれる子ども（0歳児）については合計特殊出生率を用いて計算します。

【固定的性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」とか「男は外、女は内」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが当然、あるいは自然だとする固定観念を言います。

【子どもの権利条約】

平成元年、国際連合は前文と54条からなる「子どもの権利条約」を採択しました。この条約では、「18歳未満のすべての者」を子どもとし、子どもに保障されるべきあらゆる権利を規定しています。特に、親の指導を認めつつも、子どもの意見表明権や表現の自由などに言及することで、子どもを権利行使の主体としてとらえた点において画期的な条約だといえます。日本では、「児童の権利に関する条約」として平成6年に世界で158番目の批准国となりました。

サ行

【次世代育成支援対策推進法】

少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に国会で可決・成立した平成27年までの時限立法。次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしています。

【児童虐待（虐待）】

平成12年5月に公布、11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待の定義を児童に対する 身体的虐待、 性的虐待、 ネグレクト（放置、保護の怠慢）、 心理的虐待を加えること、としています。同法は平成16年4月に改正され、その定義が、 保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグ

レクトの一類型として含まれること、児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

また、児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

【少子化社会対策基本法】

少子化の進展に歯止めをかけるため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、平成15年7月に制定されました。施策の基本理念として以下の4点を挙げています。

- 1 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
- 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

【少子化社会対策大綱】

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、平成16年6月4日に閣議決定されたもので、少子化の流れを変えるために3つの視点を掲げるとともに、4つの重点課題を設定し、重点課題に取り組むため28の行動を掲げています。

3つの視点

- 1 自立への希望と力 『若者の自立が難しくなっている状況を変えていく。』
- 2 不安と障壁の除去 『子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく。』
- 3 子育ての新たな支え合いと連帯 - 家族のきずなと地域のきずな -
『生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。』『子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。』

4つの重点課題

- 1 若者の自立とたくましい子どもの育ち
- 2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- 3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- 4 子育ての新たな支え合いと連帯

重点課題に取り組むための28の行動

[若者の自立とたくましい子どもの育ち]

- 1 若者の就労支援に取り組む
- 2 奨学金の充実を図る
- 3 体験を通じ豊かな人間性を育成する
- 4 子どもの遊びを支援する
- [仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し]
- 5 企業等におけるもう一段の取組を推進する
- 6 育児休業制度等についての取組を推進する
- 7 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する
- 8 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る
- 9 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める
- 10 再就職等を促進する
- [生命の大切さ、家庭の役割等についての理解]
- 11 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る
- 12 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める
- 13 安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める
- [子育ての新たな支え合いと連帯]
- 14 就学前の児童の教育・保育を充実する
- 15 放課後対策を充実する
- 16 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る
- 17 家庭教育の支援に取り組む
- 18 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する
- 19 児童虐待防止対策を推進する
- 20 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する
- 21 行政サービスの一元化を推進する
- 22 小児医療体制を充実する
- 23 子どもの健康を支援する
- 24 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する
- 25 不妊治療への支援等に取り組む
- 26 良質な住宅・居住環境の確保を図る
- 27 子育てバリアフリーなどを推進する
- 28 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

【少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）】

「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として策定され、平成16年12月24日に少子化社会対策会議において決定されました。この計画では、「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げています。

【少子化対策プラスワン】

平成14年1月の「将来推計人口」において、夫婦の出生力の低下という新たな要因が把握され、少子化が一層進行する見通しとなった中で、「少子化の流れを変える」ため、平成14年5月には、総理大臣より厚生労働大臣に対して実効性のある対策について改めて検討するように指示がなされました。これを受けて、厚生労働省では「少子化社会を考える懇話会」の報告を踏まえ、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめました。「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行います。

【生活習慣病】

従来加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病（加齢に伴って増加するがん、脳血管疾患、心疾患など）」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになっていきます。成人病対策が二次予防と言われる早期発見・早期治療を重視したのに対し、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手の意に反し、ことば、視覚、行動等により、不快にさせる性的な言動を行うことです。性的な言動とは、性的な関係を迫ったり、体に触る、性的な冗談の対象にする等の、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性的な役割分業意識や差別意識・優越意識に基づく言動も含まれます。

夕行

【男女共同参画】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加することを言い、その機会が確保された社会を男女共同参画社会と言います。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされています。こうした社会を目指すため、国においては平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」を定めるとともに、この法律に基づき、平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

八行

【フレックスタイム制】

労働者が入社や退社時間を自由に決められるなど、労働者の利便性や能率を重視した勤務制度のこと。通常は事務所で働く時間などのコアタイムを設定します。

【ベビーブーム】

赤ちゃんの誕生が極端に増えること。日本では昭和22～24年に第一次ベビーブームがおり、団塊の世代などと言われました。また、その子どもたちが昭和46～49年に多く生まれ、第2次ベビーブームと言われ、さらにその子どもたちが現在生まれています。

ラ行

【労働力人口】

15歳以上の労働可能な人口のうち、働く意思のある人たちを言います。労働人口は実際に働いている就労者と、実際には働いていないが働く意思を持って仕事を探している失業者の合計として定義されています。

自然と人情で育む黒滝っ子

黒滝村次世代育成支援行動計画

「笑顔あふれる次世代プラン」

平成 17 年 3 月

発行 黒滝村 住民福祉課

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 77 番地

電話 0747-62-2031 (代表)
